

治安維持法の成立と改正について（四・完）

内 田 博 文

- 一 はじめに
- 二 治安維持令の公布
- 三 治安維持法の成立（以上神戸学院法学四四卷一号）
- 四 治安維持法中改正ノ件（以上神戸学院法学四四卷二号）
- 五 一九三四年及び一九三五年の改正法案（以上神戸学院法学四四卷三・四号）
- 六 治安維持法改正法の成立
- 七 終わりに（以上本号）

六 治安維持法改正法の成立

1 改正の意図

一九三五年（昭和一〇年）の改正法律案が不成立に終わった後、一九三八年（昭和一三年）頃より現場の思想

検事や判事から法改正の要望が上がり出した。⁽¹⁾ 同一九三八年六月二四日から二六日まで三日間、刑務協会階上大講堂において開催された思想実務家会同で、東京地方刑事裁判所の栗谷四郎検事は治安維持法の改正問題に関して次のように発言した。⁽²⁾

若し御考慮へ得まするものでありますならば治安維持法の改正に付て希望致したいのであります、法律の改正が容易なものでないことは勿論承知致して居りますが、最近の運動が只今述べたやうに単に党組織の壊滅して居る現状にありましては単純な共産主義の宣伝と云ふやうな形を呈するものが非常に多いのであります、第一条の結社の目的遂行罪であるとも認められませず又国体を変革し私有財産制度の否認を目的としたる事項の実行を協議又は煽動と云ふやうな程度に達して居ないやうな事案が相当あるのであります、而も尚取調に当りましての心境に於きましては何等の変化を来たして居らないと云ふやうなものもあるのであります、将来に於ても此の種のもものが続出するのではないかと考へられますので一応の御考慮を願ひたいと存じて申上げる次第であります。

東京地方刑事裁判所の長谷川明検事も治安維持法の改正に関して次のように発言した。⁽³⁾

現行治安維持法公布当時の大正末期乃至昭和初期とは、既に業に格段の差異があるのであります。大正末期乃至昭和初期の思想情勢に対応して作られた治安維持法を以て現在の思想運動を取締らうと致しますのは、恰も真直なる物尺を以て曲りくねった材木を計らうとすると等しく、其の不便なことは誠に想像に余りがある

のであります。現に最近相当多数を算へ、而も最も危険性が多いと見られる単純なる共産主義的啓蒙の事案の如きは、コミンテルン、日本共産党其の他の結社の目的遂行行為と見まする以外には、取締の方法がないやうな次第であります。左様な次第でありますからして、本省に於かれましては、篤と十分の御考慮あらむことを希望する次第であります。

このような要望を受けて、司法省は、一九四〇年（昭和十五年）五月二一日の第一七回思想実務家会同で治安維持法を改正する意思を明らかにした。そして、次の事項を同会同の諮問事項とした。

実務上ノ経験ニ徴シ治安維持法ノ改正ニ付考慮スベキ事項如何

例へバ

- 1 第一條乃至第三條ノ規定ヲ拡張スルノ要アリヤ若シアリトセバ其ノ内容如何
- 2 治安維持法違反事件ニ付特ニ強制捜査ニ関スル規定ヲ設クルトセバ其ノ要綱（強制捜査ノ主体、範圍、拘束期間、行政検束トノ關係）如何
- 3 刑ノ執行ヲ終了シタルモノニシテ仍再犯ノ虞アル者ニ對シ予防拘禁制度ヲ設クルノ要否
- 4 其ノ他

また、「法規ノ整備ニ関スルモノ」も協議事項の一つとされた。この諮問事項の協議に先立ち、会同の議長を務めた秋山要司法省刑事局長から諮問の趣旨が説明された。説明は次のようなものであった。⁽⁴⁾

現行治安維持法が施行されて以来既に数年を経過致しまして、其の間に於ける我が国社会情勢の変化は極めて著しく、思想情勢も亦之に應じて甚だしき変化を致して居りますことは各位の御承知の通りであります。一方詭激思想防遏の必要は毫も減じないばかりでなく、却つて其の度を増して居るやに考へられるのであります。治安維持法を改正致しまして、此の変化した思想情勢乃至思想運動に対応して之が取締の完璧を期する必要があるといふ論議が予てより唱へられて居りましたが、本省に於きましても改正の準備に着手する必要を認めまして、其の為には先ず実務家たる各位から実務の経験に基く具体的な意見を徴しまして之が参考に供したいと思ひまして本問が諮問致された次第であります。

特に伺いたい要点は、「例へば」として列挙してありますが、其の他改正を要すると思はれる事項は之に捉はれず発言せられたのであります。

「例へば」として茲に列挙した理由を一言附加致しますが、元來治安維持法は成立当時の議會応答に依りますと、共産主義又は無政府主義の鎮圧を目的とした立法でありまして、且主として日本共産党のやうな有力結社が存在しましてコミンテルンの直接指令下に活動して居た運動情勢を対象として規定せられたものやうであります。然るに現時に於きましては当時と甚だしく事情が変わりまして、共産主義又は無政府主義に限らず大本教、天理本道等の不逞宗教思想に対しましても適用せられて居りますと共に、他方日本共産党のやうな中央結社は存在するやうな或は存在しないやうな甚だ其の存立が曖昧と相成つて居ります。其の為に法の運用上相当困難があるやうでありますので、第一條乃至第三條を適當に改正して、新情勢に應ぜしめるの必要があるやうに思惟致しましたのが第一の理由であります。

第二の理由と致しましては、御承知の如く行政検束を捜査に利用致しますことが人権蹂躪であるといふ世評

がかまびすしいので、予て司法制度調査会に於て刑事訴訟法の改正が論議せられて居りますが、行政検束の用に代るべき制度に付きましては、治安維持法に関する限り特別に考慮すべきものであるといふ議論が相当強いのと、又事犯の性質上其の必要もあるやうに考へられますので、若し治安維持法違反事件付特別の捜査手續を定むると致しますれば強制捜査権の範圍、程度、又は強制捜査権を検事にのみ許すべきか司法警察官にも独立して許容せしむべきかといふやうなことに關しまして意見を伺ひたいと思ふのであります。

第三には、来年度に於きまして有力なる共產黨員が非転向の儘相当數滿期放致すばかりでなく、今後引續いて多數の思想犯人が出所致すのであります、其の中には転向の疑はしき者も可成り含まれて居るのであります。之を放任致します時は、共產主義者団の春日庄次郎の如く直ちに結社を組織し、治安上誠に寒心に堪へざるものがあるばかりでなく、法の威信といふ點より見ましても不都合でありますので、之に對し対策を講ずる必要があるのであります。そこで対策として予防拘禁制度の要否に付ての意見の開陳を求めたのであります。

この説明を受けて、会同では東京地方刑事裁判所検事局検事を中心に議論が交わされた。「第一條乃至第三條ノ規定ヲ擴張スルノ要アリヤ若シアリトセバ其ノ内容如何」という点については、例えば東京地方刑事裁判所の平野（利）検事から次のような答申が行われた。⁵⁾

最近日本共產党は極度に衰微して居りますのと、それからコミンテルン第七回大会以後に於きまして共產主義運動の戦術に変化を生じまして、最近の実情は黨員の活動がほとんどなくなつて居ります。さうして党の外に在りまして党を支持する活動形態を採つて居るのが其の全部と云つて宜しいのであります。而も党と直接関

係を避けまして合法場面を利用する者が多いのでありますから、現行の治安維持法第一条を以て処罰すること
 が、或は解釈上或は証拠上極めて困難となるのであります。而も其の活動たるや現行法の第二条乃至第三条に
 該当しない場合があるのであります。之が為に非常に取調に手数を要しまして、取調の日数も長期間に亙るの
 でありますから、之を拡張しまして、……「国体変革ノ目的ヲ以テ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為」としまし
 ば、無理に有らゆる方面から証拠を蒐集して、第一条に問擬して見ないでも、骨を折らないでも容易に事件が
 処理し得るかと考へるのであります。

それから今一つの理由は、……最近の学生運動事件の取調の結果に徴しまして、学内活動の中心分子はコミ
 ンテルン及び日本共産党の認識を有して居るといふ点を認めるのであります。之等の者に勧誘されまして読
 書会等に加出して理論研究して居る所謂下部組織に属する者はコミンテルン及び党の認識を欠いて居りまして、
 ……従つて是は治安維持法第一条の結社の目的遂行として処罰することが出来ない場合が多いのであります。
 而もまだ具体的に此の実行の協議とか或は実行の煽動と云ふやうな行為にも至つて居りませぬで、現行治安維
 持法の下に於ては処罰し得ない実情にあるのであります。と申しましても斯様な行動に学生が出ますことは
 国家の治安上それを放つて置けないと考へるのありますから、先程申しましたやうに是非拡張する必要を認め
 るのであります。

(略)

それから今一つの点であります。それは類似宗教運動の処罰を強化する為に、国体変革の目的に出でない
 場合と雖も新たに処罰規定を設ける必要があると考へるのであります。……「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ其ノ他人心
 ヲ惑乱スル事項ヲ宣伝流布スル目的ニテ大衆ヲ結合シタル者又ハ情ヲ知りテ其ノ結合ヲ勧誘シ或ハ多数結合ノ

目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」、之を罰する規定を設けて戴きたいのであります。其の理由とする所は、……国体変革の目的を有することが明白なるものは勿論之を以て処罰すべきでありますが、其の程度に達せざるものも結社活動として処罰すべき必要を感じるのであります。例へば天津教、ひとのみち、神政竜神会の如きは之等の結社としての活動を処罰すべき条文がございませぬ為不敬其の他の罪名で起訴したに過ぎなかつたのであります。……之等不逞な宗教結社を罰する規定を一つ設けて戴きたいと考へるのであります。

また、「治安維持法違反事件ニ付特ニ強制捜査ニ関スル規定ヲ設クルトセバ其ノ要綱（強制捜査ノ主体、範圍、拘束期間、行政検束トノ關係）如何」という点については、例えば正木亮広島控訴院検事から次のような改正意見が開陳されている。⁽⁶⁾

（広島控訴院検事局の改正意見の―引用者）其の

- （一）は、急速を要する場合に於ける地方裁判所検事の勾引権であります。
- （二）は、急速を要する場合に於ける地方裁判所検事の勾留権であります。それから、
- （三）は、勾留被疑者に対する検事の訊問権であります。
- （四）は、勾留期間を二月とし、特に必要がある場合には更新する権利即ち更新権を認めよといふことであります。更に先程来御話になりました調書―検事の聴取書の証拠力に付きましては勿論之は与へなければならぬといふことになる訳であります。それから
- （五）は、検事に物的強制権をも与へる規定を設けて戴きたい

斯ういふ提案をして居るのであります。それ等に関しましては、……裁判所側でも皆さん御同意のことであらうと思ひますから敢えて説明は致しませぬ。

(略)

司法警察官―検事の手足であります所の司法警察官の行政検束権は非法だから絶対に許してはいかぬといふ御意見がありますれば、是は万已む得ぬことではありますが、それは法律上では正しく参りますが、實際の實務の経験に徴します時は實務の運行は出来ませぬのであります。そこで裁判所側の御要求に即応する為に私の方から二つの提案をして居るのであります。其の一つは、

一、物的及人的強制権に関し検事に於て特に必要を認めたるときは適宜其の権限を司法警察官に委任し得る規定を設けられたい。

ことが一であります。併し以上の検事及司法警察官に関する物的及物的強制権を認めざる以上は、行政検束権は絶対に保存して戴かなければ今日の捜査事件を扱ふことは絶対に出来ない。そこで前を御認めになるか、然らずんば行政検束を今迄通り許して貰ひたいといふのが、私達の国家を防衛する上に於ての衷心の叫びであります……。

それから實際運用と致しましてもう一つお願いしたいのであります。……

思想検事直属の司法警察官制度を設けて其の組織を秘密機関として戴きたいといふのであります。

さらに、「刑ノ執行ヲ終了シタルモノニシテ仍再犯ノ虞アル者ニ對シ予防拘禁制度ヲ設クルノ要否」について

も、同じく正木検事から例えば次のような提案がなされている。⁽⁷⁾

歐羅巴或は亜米利加に於て論議を尽くされた研究の結果を綜合致しまして、最も妥当と思ふ所を見究めまして本提案を致しました訳でありまして、答申案に挙げてありますのを概略読んで見ますと斯う云ふ結論が出て居るのであります。

「治安維持法違反ノ罪ヲ犯シタル者釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後更ニ同一ノ罪ヲ犯ス虞アル場合ニ於テハ裁判所ハ検事ノ請求ニ依リ本人ヲ予防拘禁ニ付スルコトヲ得ル規定ヲ設ケラル、コト」是が一つであります。然らば予防拘禁に対してはどう云ふ予防拘禁を採つたら宜いかといふ問題に対しまして、……不定期予防拘禁と云ふものを採る必要があると考へましたのであります。「予防拘禁ハ二年乃至十年ノ範圍内ニ於テ相對不定期ニ言渡サル、規定ヲ設ケルコト」斯う云ふ答申を致したいと思ふのであります。……

それから第三には、「予防拘禁所ハ特設トシ、已ムヲ得ザル場合ニ於テ之ヲ監獄ノ分界場所ニ拘禁スルコトト致シタシ」斯う云ふ結論を出して居ります。……

それから第四には、予防拘禁に關しましては定期予防拘禁でありますならば左程でもないのでありますけれども、是が不定期、少なくとも相對的不定期の予防拘禁になれば、……人權尊重の思想に反する所がありますので、其の点を緩和する為に「予防拘禁ニ關スル仮釈放委員会ヲ設置スル規定ヲ設ケラル、コト」此の四つの提案を致したいと思ひます。

これ等の提言を踏まえて、政府は改正法律案の取りまとめ作業を急いだ。⁽⁸⁾

(1) 中澤俊輔『治安維持法 なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』(二〇二二年、中央新書) 一七〇頁等を参照。なお、奥平康弘『治安維持法小史』(二〇〇六年、岩波新書) 一八一頁以下によれば、「取締り当局は三〇年代後半、法改正なしに、しかも法改正で企図された以上の権限強化を実行することになるのであった。つまり、改正案が議会を通過しなかったことは、改正案に盛り込まれていた権力増殖を実現するさまたげにはならなかったのである。三〇年代後半の、このような法の運用を前提に、四一年春、待望の治安維持法全面改正が成立するが、そのときには、三三〇～三五年の改正案など物の数ではない程度に、権力増殖が追認されることになるのである。」とされる。

(2) 『現代史資料45治安維持法』(一九七三年、みすず書房) 三一六―三二二頁。

(3) 同三二七―三三二頁。

(4) 同三五二―三五五頁。

(5) 同三五三―三五五頁。

(6) 同三五八―三六〇頁。

(7) 同三六〇―三六二頁。

(8) 小田中聡樹「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律の変遷とその適用の概観―」安藤義雄教授還暦祝賀『資本主義 展開と論理』(一九七八年、東京大学出版会) 二五六頁以下によれば、治安維持法の拡大運用と一九四一年改正の関係が次のように分析されている。

「取締り当局のみるところによれば、共産主義運動は人民戦線運動の方針に基づき、社会民主主義団体に潜入し、これを利用して合法主義を装いつつ反ファシズムを当面の闘争目標としている、というのであるから、その取締りの対象が共産党再建運動のみならず反ファシズムを志向する勢力のあらゆる組織や運動に及ぶことは必至であり、いわゆる合法左翼といえどもその例外ではありえなかった。そして日中戦争が始まる一九三七年には反戦・反ファシズム運動が治安維持法適用の主な対象に設定され、徳島県下文化サークルL.L.C検査(一九三七年七月)、京都府下同人雑

誌『リアル』関係者検挙（同年八月）、『世界文化』『学生評論』『土曜日』関係者検挙（同年一月以降）などをはじめ、各地の反戦・反ファシズムの文化関係者が相次いで検挙された。そして一九三七年二月には、日本無産党、日本労働組合全国評議会、労農グループら四四六名に対する検挙が行われ、さらに翌年二月にも労農派教授グループを含む三八名が検挙された。……二度にわたる人民戦線事件検挙によって、反戦・反ファシズムの運動勢力を弾圧した取締当局は、その後も、唯物論研究会（一九三八年一月検挙開始）、プロレタリアエスペラント運動（一九三九年九月検挙開始）、生活綴方運動（四〇年二月検挙開始）をはじめ、文化運動に対する弾圧の手を広げていった。また、この時期には、宗教団体に対する取締りがなされ、一九三五年に第二次大本教事件。三七年には新興仏教青年同盟事件、三九年には日本灯台社事件など、弾圧が相次いだ。このようにして治安維持法は、およそ戦争政策に批判的な分子を徹底的に弾圧するという役割を果たしたのであるが、さらに日米開戦にそなえて、一九四一年に全面改正を施された。」

「その後、治安維持法は、太平洋戦争の直前及び戦時下にあつて、およそ国策遂行に多少とも障害となるようなあらゆる批判的な動きに対して仮借なく適用された。その取締対象は、企画院事件（一九四一年四月検挙）、ゾルゲ事件（同年一〇月尾崎秀実検挙）などにみられるように権力機構内部またはその周辺部から、俳句グループ等の一般庶民の文化活動にまで及んだ。しかも横浜事件（一九四四年検挙開始）にみられるように、特高警察によるフレームアップすら行われた。」

2 改正法律案

一九四一年（昭和一六年）一月一五日、司法省は、全六五条からなる新治安維持法案を作成した。⁽⁹⁾ 翼賛会批判で揺れる中、近衛内閣は同年二月七日、新治安維持法案を第七六議会に提出した。⁽¹¹⁾ 同法律案は次のようなもので、「第一章 罪」「第二章 刑事手続」「第三章 予防拘禁」「附則」からなっていた。

治安維持法改正法律案

第一章 罪

第一條 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第四條 前三條ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前三條ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前三條ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第五條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタ

ル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第七條 國體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ處シテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第八條 前條ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前條ノ目的ヲ以テ集團ニ参加シタル者又ハ集團ニ関シ前條ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

第九條 前八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者又同ジ

第十條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十一條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十二條 第十條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十三條 前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者又同ジ

第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及第十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第十六條 本章ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二章 刑事手続

第十七條 本章ノ規定ハ第一章ニ掲グル罪ニ関スル事件ニ付テ之ヲ適用スル

第十八條 検事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル召喚状ニハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スベシ

第十九條 被疑者正当ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ因ル召喚状ニ応ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七條第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾引状ニ付テ之ヲ適用ス

第二十條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ検事又ハ司法警察官之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ發セザルトキハ検事ハ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ

第二十一條 刑事訴訟法第八十七條第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第十八條第二項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾留状ニ之ヲ付之ヲ準用ス

第二十二條 勾留場ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第二十三條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ地方裁判所検事又ハ区裁判所検事ハ検事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ検事ハ速ニ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ

第二十五條 検事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ検事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 検事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

検事ハ公訴提起前ニ限り証人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
司法警察官検事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ証人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ

第十八條第二項及第三項ノ規定ハ証人尋問ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 検事ハ公訴提起前ニ限り押収、搜索若ハ検証ヲ為シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

検事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通訳若ハ翻訳ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ押収、搜索又ハ検証ノ調書及鑑定人、通事若ハ翻訳人ノ訊問調書ニ付之ヲ準用ス
第十八條第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通訳及翻訳ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及証人ノ訊問、押収、搜索、檢証、鑑定、通訳並翻譯ニ関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ関スル規定ハ此限ニ在ラズ

第二十九條 弁護人ハ司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第三十條 弁護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

弁護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 弁護人ハ訴訟ニ関スル書類ノ謄写ヲ為サントスルトキハ裁判長又ハ予審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

弁護人ノ訴訟ニ関スル書類ノ閲覽ハ裁判長又ハ予審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ為スベシ

第三十二條 被告事件公判ニ付サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認メルトキハ管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ請求ハ事件ノ係屬スル裁判所及移転裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ之ヲ為スベシ

第一項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ

第三十三條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ

前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ為スコトヲ得

上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シテ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手續ニ依リ判決ヲ為スベシ

第三十四條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベク顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破棄シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ

第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ他一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十七條 本章ノ規定ハ第二十二條、第二十三條、第二十九條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條及第三十四條ノ規定ヲ除クノ他軍法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八七條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百十三條又ハ海軍軍法會議法第四百十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十五條第二項中刑事訴訟法第一百九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テトアルハ何時ニテモトス

第三十八條 朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事長トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ区裁判所檢事トアルハ地方法院檢事、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス但シ刑事訴訟法第四百四十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三十一條トス

第三章 予防拘禁

第三十九條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付

ス

第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リタル者又ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居ル場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ亦前項ニ同ジ

第四十條 予防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ為スベシ

前項ノ請求ハ保護觀察ニ付セラレ居ル者ニ係ルトキハ其ノ保護觀察ヲ為ス保護觀察所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ為スコトヲ得

予防拘禁ノ請求ヲ為スニハ予メ予防拘禁委員会ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ス

予防拘禁委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 檢事ハ予防拘禁ノ請求ヲ為スニ付テハ必要ナル取調ヲ為シ又ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ取調ヲ為スニ付必要アル場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第四十二條 檢事ハ本人定リタル住居ヲ有セザル場合亦ハ逃亡シ若クハ逃亡スル虞アル場合ニ於テ予防拘禁ノ請求ヲ為スニ付必要アルトキハ本人ヲ予防拘禁所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨ゲズ

前項ノ假收容ハ本人ノ陳述ヲ聴キタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタル場合ハ此限ニ在ラズ

第四十三條 前條ノ假收容ノ期間八十日トス其ノ期間内ニ予防拘禁ノ請求ヲ為サザルトキハ速ニ本人ヲ釈放ス

ベシ

第四十四條 予防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聴キ決定ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ニ出頭ヲ命ズルコトヲ得

刑ノ執行終了前予防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行終了後ト雖モ予防拘禁ノ決定ヲ為スコトヲ得

第四十五條 裁判所ハ事実ノ取調ヲ為スニ付必要アル場合ニ於テハ参考人ニ出頭ヲ命ジ事実ノ陳述又ハ鑑定ヲ為サシムルコトヲ得

裁判所ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條 検事ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ為サシメ又ハ参考人ヲシテ事実ノ陳述若ハ鑑定ヲ為サシムル場合ニ立会ヒ意見を開陳スルコトヲ得

第四十七條 本人ノ属スル家ノ戸主、配偶者又ハ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ補佐人ニナルコトヲ得

補佐人ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ為サシメ若ハ参考人ヲシテ事実ノ陳述若ハ鑑定ヲ為サシムル場合ニ立会ヒ意見ヲ開陳シ又ハ参考ト為ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得

第四十八條 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ヲ勾引スルコトヲ得

- 一 本人定リタル住居ヲ有セザルトキ
- 二 本人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ
- 三 本人正当ノ理由ナクシテ第四十四條第一項ノ出頭命令ニ応ゼザルトキ

第四十九條 前條第一号又ハ第二号ニ規定スル事由アルトキハ裁判所ハ本人ヲ予防拘禁所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨ゲズ

本人監獄ニ在ルトキハ前項ノ事由ナシト雖モ之ヲ假ニ收容スルコトヲ得

第四十二條第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十條 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中勾引ニ関スル規定ハ第四十八條ノ勾引ニ、勾留ニ関スル規定ハ第四十二條及前條ノ假收容ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ関スル規定ハ此限ニ在ラズ

第五十一條 予防拘禁ニ付セザル旨ノ決定ニ對シテハ検事ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

予防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人又ハ補佐人ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第五十二條 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中決定ニ関スル規定ハ第四十四條ノ決定ニ、即時抗告

ニ関スル規定ハ前条ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス

第五十三條 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ予防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル為必要ナル処置ヲ為スベシ

予防拘禁所ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ親書其ノ他ノ物ノ接受ヲ為ス

コトヲ得

予防拘禁ニ付セラレタル者ニ對シテハ親書其ノ他ノ物ノ檢閲、差押若ハ没収ヲ為シ又ハ保安若ハ懲戒ノ為必要ナル處置ヲ為スコトヲ得假ニ收容セラレタル者及本章ノ規定ニ依リ勾引状ノ執行ヲ受ケ留置セラレタル者

ニ付亦同ジ

第五十五條 予防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

予防拘禁ノ期間滿了前更新ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ期間滿了後ト雖モ更新ノ決定ヲ為スコトヲ得

更新ノ決定ハ予防拘禁ノ期間滿了後確定シタルトキト雖モ之ヲ期間滿了ノ時確定シタルモノト看做ス

第四十條、第四十一條、第四十四條乃至第五十二條ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第四

十九條第二項中監獄トアルハ予防拘禁所トス

第五十六條 予防拘禁ノ期間ハ決定確定ノ日ヨリ之ヲ起算ス

拘禁セラレザル日数又ハ刑ノ執行ノ為拘禁セラレタル日数ハ決定確定後ト雖モ前項ノ期間ニ算入セズ

第五十七條 決定確定ノ際本人受刑者ナルトキハ予防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス

監獄ニ在ル本人ニ對シ予防拘禁ヲ執行セントスル場合ニ於テ移送ノ準備其ノ他ノ事由ノ為特ニ必要アルトキ

ハ一時拘禁ヲ継続スルコトヲ得

予防拘禁ノ執行ハ本人ニ對スル犯罪ノ搜查其ノ他ノ事由ノ為特ニ必要アルトキハ決定ヲ為シタル裁判所ノ檢

事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二條ノ規定ハ予防拘禁ノ執

行ニ付之ヲ準用

第五十八條 予防拘禁ニ付セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ第五十五條ニ規定スル期間滿了

後ト雖モ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ退所セシムベシ

第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 予防拘禁ノ執行ヲ為サザルコト二年ニ及ビタルトキハ決定ヲ為シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現

在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ハ事情ニ因リ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六十條 天災事変ニ際シ予防拘禁所内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ收容セラレタル者ヲ他所ニ護送スベシ若シ護送スルノ暇ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ解放後二十四時間内ニ予防拘禁所又ハ警察官署ニ出頭スベシ

第六十一條 本章ノ規定ニ依リ予防拘禁所若ハ監獄ニ收容セラレタル者又ハ勾引状若ハ逮捕状ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前條第一項ノ規定ニ依リ解放セラレタル者同條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十二條 收容設備若ハ械具ヲ損壞シ、暴行若ハ脅迫ヲ為シ又ハ二人以上通謀シテ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第六十三條 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十四條 本法ニ規定スルモノノ外予防拘禁ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 朝鮮ニ在リテハ予防拘禁ニ関シ地方裁判所ノ為スヘキ決定ハ地方法院ノ合議部ニ於テ之ヲ為ス

朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ検事トアルハ地方法院ノ検事、思想犯保護觀察法トアルハ朝鮮思想犯保護觀察法、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス

付 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一章ノ改正規定ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ従前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ従前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ處斷ス

第二章ノ改正規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三章ノ改正規定ハ従前ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法施行前刑ニ處セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ為シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス

本法施行前朝鮮思想犯予防拘禁令ニ依リ為シタル予防拘禁ニ関スル手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス
前項ノ予防拘禁ニ関スル手續ニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス

この法律案のポイントは三点であつた。この期に及んでもなお「国体」擁護を目的とした罰則強化を図ろうとしていること。治安維持法に特別な刑事手續の制度を新設しようとしていること。予防拘禁がより拡充する形で改めて登場していること。これらの点がそれであつた。

(9) 前掲・中澤『治安維持法』一七二頁以下等を参照。

(10) 一九四〇年(昭和十五年)七月二二日に第二次近衛文麿内閣が成立すると、近衛周辺は新党運動を再開した。いわゆる「新体制運動」がこれであつた。この運動には既成政党や無産政党も雪崩を打って参加し、四〇年八月までにすべての政党は解散した。新体制運動の理論を提供したのは、一九三三年に近衛のブレインとして発足した昭和研究会であつた。メンバーには東大教授の蟬山政道、大原社会問題研究所の笠信太郎、元法政大学教授の三木清らといった社会主義研究の泰斗も含まれていた。彼等はヨーロッパのファシズムに注目し、それに国内改革のヒントを見出していた。八月二八日からの「新体制準備会」で国民運動の実行・指導・推進を担う組織の具体案が審議され、一〇月一

日に大政翼賛会が発足した。総裁は首相が兼任し、国民を大政翼賛運動に組織すべく、中央本部、道府県・市町村の支部、そして中央・地方に協力会議を設けることが定められた。しかし、「革新派」に加えて旧政党など既成勢力をも抱合する異域同舟の組織のため運営は難航し、「大政翼賛会実践要綱」が発表されたのは、発足から約二カ月も後であった。無任所大臣の平沼騏一郎を筆頭とする観念右翼は、翼賛会は天皇親政をないがしろにする「幕府的存在」と批判した。また、小林一三商工大臣を筆頭とする財界は、企画院の立案した「経済新体制要綱」を「赤」＝共産主義だと批判した。近衛は平沼を内務大臣に据えて懐柔を図り、企画院のプランを大幅に修正した。翼賛会は既成政党の離反や、地方行政をのっとられまいとする内務官僚からの反発などにより、翌年二月に公事結社と認定されて政治活動を禁止された。同会は内務省主導の行政補助機関へと改組され、「近衛新体制運動」は挫折した。

(11) 前掲『治安維持法』一七九頁以下等を参照。

3 衆議院での審議

改正法律案は先ず衆議院に付託された。一九四六年（昭和一六年）二月六日に開催の衆議院本会議で議題とされた。同二月八日の衆議院本会議では、治安維持法改正法律案について第一読会が開かれ、冒頭で柳川平助⁽¹²⁾国務大臣（司法大臣）から法案提出の理由説明が行われた。説明は次のようなものであった。

御承知ノ通り我が国ハ今ヤ内外共ニ實ニ重大ナル時局ニ際会シテ居ルノデアリマス、此ノ重大時局ヲ乗切ル為ニハ、官民共ニ益々肇国ノ精神ヲ発揚シ、一致協力シテ、国體ヲ擁護シ、聖業翼賛ノ信念ヲ堅持シテ進マナケレバナラヌコトハ申スマデモナイ所デアリマス、然ルニ永年ニ互リ当局ガ鋭意検挙ヲ続行致シタニモ拘ハラズ、斯カル重大時局下ニ於テ、共産主義其ノ他ノ詭激思想運動ガ依然トシテ終熄致シマセヌノミナラズ、最近

ニ於キマシテハ、再ビ台頭シツアルヤニ認メラレマスコトハ、洵ニ遺憾ノ次第デアリマス、現下ノ我が国情ハ官民一致ノ努力ニモ拘ハラズ、事変ノ長期化ト国際情勢ノ変化ニ伴ヒ、各種ノ經濟現象ガ漸次複雑化シツアルノデアリマスガ、斯カル社会情勢ハ、動モスレバ詭激思想ヲ助長シ、詭激思想抱懷者ヲシテ乗ズルノ機会ヲ興フルコトト相成ルノデアリマス、随ヒマシテ是等不逞ノ思想運動ニ對シマシテ、現在程強力ナル施策ヲ必要トスル時期ハナイノデアリマス、而シテ是ガ対策ト致シマシテハ、教育其ノ他ノ方面ニ於ケル諸般ノ施策ヲ必要ト致スコト勿論デアリマシテ、啻ニ刑罰ヲ以テ是ガ根絶ヲ期スルコトハ、至難ノ業デアリマスコトハ勿論デアリマスガ、苟クモ国體ノ変革ヲ企画スルガ如キ、不逞極マリナキ詭激思想ノ抱懷者ニ對シマシテハ、之ヲ徹底的ニ檢挙処罰シ、彼等ヲシテ蠢動ノ余地ナカラシムルコト、必要欠クベカラザル事柄デアリマス

現行治安維持法ハ、……大正末期ヨリ昭和初年ニ掛ケテノ思想運動情勢ヲ背景トシテ規定セラレマシタル關係上、共產主義運動、殊ニ日本共産党ノ活動ヲ、主タル対象トシテ規定セラレテ居ルノデアリマス、然ルニ運動情勢ノ変化ニ順応シ、治安維持ノ目的ヲ達成スルガ為ニハ、一面共產主義運動ノミナラズ、無政府主義運動、民族独立運動又ハ類似宗教運動等、各種ノ詭激思想運動ニモ、亦之ヲ適用スル實際上ノ必要ガアリマスルト共ニ、他面共產主義運動ニ関シマシテモ、情勢ノ変化、殊ニ所謂人民戦線方策ノ採用ニ依リ、其ノ運動形態ハ本法制定當時ニ比シ極メテ複雑化スルニ至リマシタノデ、現行治安維持法ハ事案ヲ処理致ス上ニ於テ、不備ノ點ガ多々存スルニ至ツタノデアリマス、随テ事態ノ変化ニ対応シテ、取締ノ完璧ヲ期スル為メ、現行法ノ罰則ヲ整備強化スル必要ガアルノデアリマス

ソレト同時ニ、本法施行以来ノ実績ニ徴シ、且ツ思想犯罪事件ノ特質ニ鑑ミマシテ、捜査機關ノ捜査手段ヲ強化致シ、其ノ迅速適正ヲ期スルト共ニ、裁判手續モ亦之ヲ極メテ敏速化シ、且又過去ニ於テ此ノ種手續ニ関

シ屢々行ハレタ、所謂法廷鬭争ヲ防止スル為ノ制度ヲ設クル必要ガアルノデアリマス、捜査及ビ審判ニ関スル現行刑事訴訟法ノ規定ハ極メテ不備デアリマシテ、斯カル現下ノ必要ヲ十分ニ充シ得マセヌノデ、其ノ不備ヲ補ヒ、其ノ完璧ヲ期スルコトハ喫緊ノ要務デアリマス

更ニ最近ノ共產主義運動ノ実情ヲ見マスルニ、活動ノ中心ヲ為スモノハ、多ク非転向ノ刑余者又ハ執行猶予者デアリマスノミナラズ、思想犯人ノ特質ヨリ致シマシテ、一旦感染シタル詭激思想ハ容易ニ払拭致シ難ク、刑ノ執行ニ依ルモ改悛セザル者其ノ数ニ乏シクアリマセヌ、此ノ実情ニ鑑ミ、思想犯罪ノ鎮圧ト予防ノ効果ヲ完璧ナラシムル為ニ、一定ノ條件ト手続ノ下ニ、所謂非転向分子ヲ社会ヨリ隔離シ、且ツ其ノ改悛ヲ促スコトヲ目的トスル予防禁制度ヲ設クル必要ガアルノデアリマス（拍手）

之ヲ要シマスルニ、現行治安維持法ヲ全般ニ互ツテ改正シ、罰則ヲ整備強化シテ其ノ完璧ヲ期シ、特別刑事手続ヲ創設シテ、検挙ヨリ裁判ニ至ルマデ、其ノ手続ヲ迅速適正化シ、予防禁制度ヲ確立シ、非転向分子ヲシテ乗ズル所ナカラシムルコトハ、現下喫緊ノ要務デアリマシテ、国體ヲ擁護シ、大義ヲ匡シ、以テ高度国防国家体制ノ完璧ヲ期スル所以デアルト信ジ、茲ニ本案ヲ提出スル次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ希望致ス次第デアリマス（拍手）

このような理由説明の後、「本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス」との動議が^が出され、動議は「異議ナシ」として採択され、議長から委員が指名された。この治安維持法改正法律案委員会は一九四一年（昭和一六年）二月一〇日、一二日、一三日、一四日、一五日、一七日、一八日、一九日と八日間、開催された。一〇日の委員会では、委員の互選で委員長には服部英明が選任され、委員長の指名で理事には泉國三郎、眞

鍋勝、松木弘が選出された。⁽¹⁴⁾ 一二日の委員会では、冒頭で三宅正太郎政府委員(司法次官)から、法律案提出の理由がより詳しく次のように説明された。⁽¹⁵⁾

本改正案ハ第一章罪、第二章刑事手續、第三章予防拘禁ノ三章ヨリ成ツテ居ルノデゴザイマス、第一章ハ現行法ノ罰則ノ全般ニ互ル改正ヲ加へ、之ヲ整備強化致シタノデゴザイマシテ、第二章及第三章ハ新タニ規定ヲ設ケントスルモノデアリマス、……

御承知ノ如ク現行治安維持法ハ大正末期ヨリ昭和初年ニ掛ケテノ思想運動情勢ヲ背景トシテ立案セラレタ關係上、共產主義運動、殊に日本共産党ノ運動ヲ主タル対象トシテ規定セラレテ居ルノデアリマス、然ルニ同法施行後ノ実績ニ徴シマスルニ、共產主義運動ニ於キマシテ、日本共産党ノ外ニ日本共産青年同盟又ハ日本労働組合全国協議会ヲモ第一条所定ノ結社ト認定處罰致シマシタノミナラス、是等ノ所謂正統派共產主義運動ト対立的ナル所謂労働派「グループ」ニ對シ、或ハ日本無政府共産党等ノ無政府主義運動ニ對シ又ハ民族独立運動ニ對シ、更ニ皇道大本、天理本道、燈台社等ノ所謂類似宗教運動ニ對シマシテモ亦本法ノ罰則ヲ適用シテ、是ガ檢舉處罰ヲ行ハザルヲ得ナカツタ次第デアリマシテ、其ノ取締対象ガ立法當時予想セラレタル所ニ比シ著シク拡大セラレ、複雑化スルニ至ツテ居リマスルト共ニ、共產主義運動ニ関シマシテモ、日本共産党ノヤウナ有力結社ハ屢々次ノ檢舉ト情勢ノ変化ニ依リ、殆ド全ク其ノ活動ヲ休止シ、外面上其ノ存在ヲ疑ハルルニ至リマシタ結果、運動形態ハ従来ノ統一的组织的運動形態ヨリ、分散的個別的運動形態ニ移行シ、且ツ党ノ目的遂行ノ為ニスル活動ヨリ一転シテ、党ノ組織再建ノ準備活動、又ハ党的氣運ノ醸成ノ為ノ活動ヲ終始スルニ至ツテ居ルノデアリマス、昭和十年七月ノ「コミンテルン」第七回世界大会ニ於ケル人民戦線方策ノ採用、及ビ一昨

年秋ノ「コミンテルン」ノ戦術転換ハ、更ニ運動形態ノ複雑化ヲ増大致シテ居ルノデアリマス、斯カル事態ハ現行法ノ予想シナカッタ所デアリマシテ、法ノ運用上相当困難ガアルノデアリマスカラ、現行法第一條乃至第三條ヲ適當ニ改正シテ、新情勢ニ対応セシメルト共ニ、刑罰ニ付テモ之ヲ加重シテ、我が国体ノ尊嚴ニシテ冒スベカラザルモノナルコトヲ規定ノ上ニ明徴ナラシメ、以テ取締ノ完璧ヲ期スルト共ニ、早期檢舉ノ実ヲ挙グル為メ改正ノ必要ガアルノデアリマス、其ノ趣旨ニ於キマシテ罰則ヲ整備強化セントスルモノデアリマスガ、其ノ主要ナルモノハ次ノ六點デアリマス

其ノ一ハ本案ニ於キマシテハ国體ヲ変革スルコトヲ目的トスル犯罪ト、私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トスル犯罪ニ關スル規定ヲ各別個ノ條文ト致シ、又国體變革ニ關スル犯罪ニ付キマシテハ、刑種ヲ懲役ニ限り禁錮刑ヲ削除致シマスト共ニ、刑ノ短期ヲ高メルコトニ依ツテ刑罰ヲ重化致シタ點デアリマス

其ノ二ハ本案ノ第二條ニ於テ支援結社、所謂外郭団体ニ關スル処罰規定ヲ新タニ設ケタコトデアリマス、御承知ノ如ク、各種ノ外郭団体ニ依ル共產主義者ノ組織的行動ハ、現行法実施後ニ現ハレマシタル思想犯罪ノ新タナル態様デアリマスガ、是等ノ外郭団体ハ専ラ日本共産党ノ貯水池タルノ役割ヲ果シ、三・一五事件以來数次ニ互リ党中央部ニ對シ致命的の檢挙ヲ加ヘマシタニ拘ラズ、其ノ力ニ依ツテ党ノ勢力ヲ順次補給シ、党ノ再建ニ寄与致シマシタ一面、廣ク大衆ニ共產主義思想ヲ滲透傳播セシムルニ興ツテ力ガアツタコトハ顯著ナル事實デアリマス、即チ共產主義運動ニ對スル防遏ノ目的ヲ達シマスタメニハ、独リ共産党ノミヲ取締ノ対象ニスルノデハ到底不可能デアルコトガ明カト相成ツタノデアリマス、(略) 共産党自体ノ活動ガ殆ド休止セル状態ニアリマス最近ニ於キマシテモ、唯物論研究会其ノ他一、二ノ典型的ナ外郭団体ヲ檢舉致シマシタ事例モアリマシテ、現在ニ於テモ支援結社ノ処罰規定ヲ設クル必要ハ十分ニアルノデアリマス、随テ本案ニ於テハ、外郭団

体ニ関スル特別規定ヲ新設致シマスト共ニ、国體変革ヲ目的トスル結社ノ例ニ倣ヒマシテ、支援結社ノ組織者及ビ之ニ匹敵スベキ主動者ニ對シテハ最高ヲ死刑ト致スト共ニ、最低ハ五年ノ懲役ト規定致シ、尙ホ其ノ加入者又ハ目的遂行行為者ニ對シテモ之ヲ処斷シ得ルノ途ヲ開イタノデアリマス

其ノ三八本案第三條ニ於テ準備結社ニ関スル規定ヲ新設致シタコトデアリマス、最近ノ共產主義運動ノ特色ハ、前述ノ如ク、分散的個別的ナル形態ヲ採ツテ居ルノデアリマシテ、殊ニ国體變革ヲ窮極ノ目標トシテ待望シツツ、当面、集会、宣伝、啓蒙其ノ他ノ方法ニ依リマシテ共產主義者ヲ養成結集シテ、党再建ノ機運ヲ醸成スルコトヲ主タル目標トシテ結社ヲ組織スル者ガ相当ニ多イ現状デアリマス、斯カル結社ヲ現行法第一条ノ結社ト認メ得ナイコトハ勿論デアリマシテ、而モ斯カル結社ニ對シマシテハ、支援結社ニ對スルト同様、相当ノ重刑ヲ以テ臨ミ、且ツ結社其ノモノヲ把ヘテ之ヲ処理スル必要ガアリマスノデ、新タニ準備結社ニ関スル規定ヲ設クルコトト致シタノデアリマス

其ノ四ハ結社ノ程度ニ至ラザル集團ニ関スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、前述ノ如ク、最近ノ共產主義運動ノ形態ガ分散的個別的トナリマシタ結果、所謂準備結社ノ出現ト共ニ、所謂「グループ」的形態ニ依ル運動ガ漸次其ノ数ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、現行法ノ解釈トシテ、結社ハ共同ノ目的ノ為ニスル特定多數人ノ任意ノ継続的結合ニシテ相当結合力ノ鞏固ナルモノデアルト解セラレテ居リマス為、其ノ結社ノ要件ノ一ヲ缺ク場合ニ於キマシテハ、之ヲ結社トハ認メ得ナイノデアリマス、而モ、前述ノ所謂「グループ」的存在ノ中ニハ、或ハ共同目的ノ點ニ於キマシテ、或ハ構成員ノ特定性ノ點ニ於キマシテ、結社ト認定シ得ナイモノガ相当ニ多ク、現行法ノ規定ヲ以テシマシテハ、之ヲ結合体ソレ自体トシテ處理シ得マセヌ為、結社ニ関スル規定ノミヲ以テシマシテハ、取締ノ完璧ヲ期シ得ナイノデアリマス、而モ此ノ種集團ハ単ニ最近ノ共產主義ニ於ケル運動

形態ニ現ハレテ居リマスノミナラズ、無政府主義運動又ハ民族独立運動ニ於テハ常ニ現ハレル運動形態デアリマスノデ、斯カル現行法ノ不備ヲ補正スル必要アルニ鑑ミ、茲ニ第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ結成セラレタ集團ニ関スル処罰規定ヲ設クルコトニ致シタノデアリマス

其ノ五ハ本案第五條ニ於テ宣伝其ノ他國體變革ノ目的遂行ニ資スル行為ヲ取締ル規定ヲ設ケタコトデアリマス、現行法ニハ個人的行為ニ関スル取締規定トシテ実行ノ協議、煽動及ビ犯罪煽動ニ関スル処罰規定ノミヲ設ケ、其ノ餘ノ行為ニ及ンデ居ナイノデアリマスガ、最近ニ於ケル運動情勢ヲ見マスルニ、宣伝啓蒙其ノ他危険ナル行動ヲ取締ル必要ガ多分ニアルノデアリマス、…最近ニ於ケル運動情勢ガ分散の個別的デアリマスノミナラズ、所謂人民戦線方策ノ採用以來其ノ運動態様モ多岐多様ニ互ルニ至リマシタノデ、取締ノ完璧ヲ期スルガ為ニハ苟モ國體變革ノ思想ニ基キ其ノ目的ノ遂行ニ資スルベキ一切ノ個別的活動ヲモ亦、總テ之ヲ罰スベキモノトナス必要ヲ認メタノデ、個人的行為ニ関シマシテモ、茲ニ「其ノ他目的遂行ノ為ニスル行為」ナル包括的規定ヲ設クルコトニ致シタ次第デアリマス

其ノ六ハ類似宗教団体等ニ関スル処罰規定ヲ新タニ設ケタコトデアリマス、現行法第一條ガ皇道大本、天理本道、燈台社ノ如キ類似宗教団体ニ對シテモ亦適用セラルルニ至リマシタコトハ前述ノ通りデアリマスガ、是等ノ外過去ニ於テ人心ノ不安ニ乗ジ無智蒙昧ナル一般大衆ヲ対象トシテ、神宮又ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、其ノ他国民ノ國體觀念ヲ惑乱スルガ如キ不穩不逞ノ教義ヲ宣布スルコトヲ目的トスル類似宗教団体ニ對シテ、治安維持法ヲ適用スルコト困難ナル為メ、之ヲ結合体ソレ自体トシテ処罰シ得ズ、単ニ其ノ個々ノ行為ヲ把ヘテ之ヲ処断シタニ過ギナイ事例ガ二、三ニ止マラナイノデアリマス、類似宗教団体ノ思想犯罪トシテノ特異性ハ、是等団体ガ個人ノ精神的救済ヲ其ノ主タル使命トスル一般ノ宗教団体ト異ナリ、現実ノ國家社会ノ改革ニ活動

ノ重点ヲ置イテ居リマス結果、政治及ビ社会運動団体タルノ性格ヲ帯ビテ居リマスト共ニ其ノ反面ニ於テ宗教的色彩ヲ多分ニ帯ビテ居ル点デアリマシテ、主トシテ政治乃至社会運動ヲ取締対象トシテ居リマスル現行法ヲ以テ之ヲ処断セント致シマスト、勢ヒ法ノ不備ヲ免レナイノデアリマス、其ノ必要ニ鑑ミ、新タニ国體ヲ否定シ、又ハ神宮若シクハ皇室ノ尊嚴ヲ冒流スルコトヲ目的トスル結社、及ビ集団ニ関スル処罰規定ヲ設ケタ次第デアリマス

次ニ第二章ハ刑事手續ニ関スル規定ヲ新設致シタノデアリマスガ、大體ニ於テ四ツノ事項ヲ其ノ主要ナルモノト致スノデアリマス、其ノ一ハ捜査機関ニ相当広汎ナル強制捜査権ヲ認メタコトデアリマス、其ノ二ハ公判手續ニ於テ控訴審ヲ省略スルコトニ致シタコトデアリマス、其ノ三ハ弁護士ノ指定及ビ其ノ数ノ制限ニ関スル規定ヲ設ケタコトデアリマス、其ノ四ハ管轄移轉ヲ為シ得ル場合ヲ拡張致シタコトデアリマス、

(略)

斯クノ如ク治安維持法ノ事犯ハ、捜査ヲ困難且ツ長期ナラシムル幾多ノ事由ヲ具備スル反面ニ於テ、一般犯罪者ト異ナリ、其ノ捜査ニ際シ被疑者ノ身体ヲ拘束致シマセヌ時ハ、勿チ其ノ所在ヲ晦マシ、直チニ其ノ犯罪の活動ヲ継続スルヲ常トスルノデアリマス、随テ一旦檢査致シタ以上ハ、其ノ終局処分ヲナスマデ其ノ身体ヲ拘束シ、逃亡ヲ防止致シマスコトハ絶対ニ必要デアリマス、然ルニ現行刑事訴訟法ニ於テハ、御承知ノ如ク捜査機関ニ附与セラレタ強制捜査権ハ、極メテ狭イ範圍ニ限ラレテ居リマシテ、捜査上ノ必要ヲ殆ド充シ得ナイノデアリマス、仍テ本案ニ於テハ現行法上捜査機関ノ中枢ノ地位ヲ認メラレテ居リマスル檢事ニ對シ、相当広範圍ノ強制捜査権ヲ附与シ、敏速適正ナル捜査ヲ実施セシメ、以テ治安維持ノ為ノ必要ヲ充足スルト共ニ、其ノ濫用ヲ防止スル為メ、強制捜査ヲ致シタ場合ニ於テハ、其ノ責任ノ所在ヲ明確ニ致スベク十分ノ配慮ヲ加ヘ

テ規定致シタ次第デアリマス

次ニ審判手續ニ於テ控訴審ヲ省略致シタ點デアリマス、……元來此ノ種事案ハ其ノ実体的内乱予備ニ該致スノデアリマス、現行刑事訴訟法ガ内乱予備事件ヲ大審院ノ特別権限ニ属セシメ、一審制ヲ採用致した立法趣旨ニ鑑ミマスルナラバ、此ノ種事案ハ極メテ敏速ニ処理致スコトガ必要アルコトハ申スマデモナイ所デアリマス、仍テ本案ニ於テハ審判手續を敏速化スル為メ控訴審ヲ省略スルヲ適當ト認め、第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲ許サザル旨ヲ規定致シタ次第デアリマス

本案ニ於テハ、前述ノ如ク弁護ニ関シ種種ノ制限ヲ設ケマシタ、其ノ立法趣旨ハ、要スルニ被告人ノ弁護ニ名ヲ藉リタ所謂法廷鬭争ヲ防止セントスル所ニアルノデアリマス、治安維持法ノ違反事件ノ審理ニ際シマシテ、縷々法廷鬭争ガ行ハレマシタコトハ、既ニ御承知ノ事柄ト存ジマスノデ詳シクハ申上ゲマセヌ、本案ニ於テハ斯カル事例ニ鑑ミ其ノ弊害ヲ防止スル為メ、弁護士指定ニ関スル規定ヲ設クルト共ニ、訴訟ノ敏速化ヲ図ル為メ弁護人ノ数ノ制限ニ関スル規定ヲ設ケ、且ツ訴訟ニ関スル書類ノ閲覧、謄写ヲ制限シ得ルモノト致シタ次第デアリマス

次ニ管轄移轉ヲナシ得ベキ場合ヲ擴張致シタ點デアリマスガ、前述ノ如ク思想犯罪ハ組織的、集团的犯罪タル特質ヲ有シテ居リマスノデ、全国各地ニ亙リ多数ノ関係者ヲ拘禁シ、起訴致ス場合ガ多イノデアリマス、事件ニ依リマシテハ各地ニ散在スル事件ヲ一箇所又ハ数箇所ノ裁判所ニ集中シテ審理ヲ致スコトガ、審理ノ敏速適正ヲ期スル上ニ極メテ効果的デアル場合ガ多イノデアリマスガ、現行刑事訴訟法ノ管轄移轉ニ関スル規定ハ極メテ狭イ範圍ニ限ラレテ居リ、斯カル必要ヲ充シ得マセヌノデ、新タニ管轄移轉ニ関スル規定ヲ設ケ、審理ノ敏速適正ヲ期シタノデアリマス

最後ニ第三章ハ予防拘禁ニ関スル規定ヲ新タニ設ケタノデアリマス、思想犯人ハ所謂確信犯人デアリマシテ、之ヲ実情ニ徴シマスルニ、一旦感染シタル思想ハ容易ニ払拭シ難ク、刑ノ執行ニ依ルモ全然悔悟セズ、在監久シキニ互リナガラ転向ヲ肯ゼザル者、若シクハ非転向ノ儘刑ヲ執行ヲ終了シ釈放セラレタル者、或ハ転向ヲ偽装シテ寛大ナル処置ヲ受ケタル者等、其ノ数相当多数ニ上ツテ居ルノデアリマス、而モ最近ノ共產主義運動ニ於テハ、活動ノ中心ヲ為ス者ノ多クハ斯カル非転向分子、又ハ偽装転向分子ニシテ、刑ヲ執行ヲ終了シタル者若シクハ(ママ)執行猶予ノ処分ニ付セラレタル者デアリマシテ、中ニハ出獄後半年足ラズニシテ多数ノ同志ヲ結合シテ、無垢ノ者ニ悪思想ヲ感染セシメタル事例モ少ナクナイノデアリマス、加之本年中心ハ所謂三・一五事件及ビ四・一六事件關係ノ非転向巨頭分子ニシテ、出獄スベキ者ガ相当数ニ上ルノデアリマシテ、彼等ヲ現下ノ社会ニ放出致シマスコトハ危険極マリナイノデアリマス、而シテ斯カル詭激分子ハ思想犯保護觀察法實施ノ結果ニ徴シマスルニ、保護觀察ニ付スルモ到底改悛ヲ期待シ得ザル者アルコト明白デアリマスノデ、茲ニ予防拘禁ノ制度ヲ新設シタノデアリマス、即チ詭激思想ヲ放棄セズ、再犯ノ虞顯著ナル者ニ對シ、国家治安ニ関スル危険ヲ予防スルト共ニ、危険ナル犯罪ヲ防遏スルノ効果ヲ完璧ナカラシムルガ為メ、一定ノ条件ト手続ト下ニ之ヲ社会ヨリ隔離シ、悪思想ノ伝播ヲ防止シ、併セテ強制ノ方法ニ依リ思想ノ改善ヲ図リ、忠良ノ日本人ニ立返ラシムコトヲ以テ、予防拘禁制度ノ主眼ト致スノデアリマス、而シテ本案ニ於テ規定致シタ予防拘禁制度ハ、其ノ対象者ヲ治安維持法ノ罪ヲ犯シ、刑ノ執行ヲ終リテ出獄セントスル者、及ビ刑ノ執行終了若シクハ刑ヲ執行猶予ノ言渡ヲ原因トシテ、思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察中ノ非転向分子ト致シタコト、檢事ノ請求ニ依リ、裁判所ノ決定ヲ以テ予防拘禁ニ付スルコトニ致シタコト、此ノ予防拘禁ノ期間ヲ二年トスル相對的定期制度ヲ採用シタルコト、行政官庁ノ処分ヲ以テ何時ニテモ退所セシメ得ルコトト致シタコト、予防拘

禁委員会ヲ設ケ予防拘禁ノ請求、更新及ビ退所ニ付キ委員会ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ストナシタコト、及ビ決定確定前ニ於ケル検事及ビ裁判所ノ強制権ヲ或ル程度認メタコト等ヲ其ノ骨子ト致スノデアリマス

以上ガ改正ノ主要ナル點デアリマスガ、大體ニ於キマシテ、國體変革ニ関スル行為ニ付キ特ニ其ノ処罰ヲ強化徹底セシムルコトニ重點ヲ置キ、現在ノ実情ニ即シ、思想犯罪ノ処理ノ敏速適正ヲ図リ、其ノ予防及ビ鎮圧ノ作用ヲ、一層効果的ナラシムル趣旨ニ出デテ居ルノデアリマス

政府委員の説明はこのようなものであった。お題目のように「國體変革」の予防を名目として処罰の強化徹底を図ることが本改正の重点であると説明されている。しかし、実際は、拡大解釈の域をはるかに超える「拡大解釈」の繰り返しにより、当初の取締りの目標であった日本共産党およびその外郭団体は活動どころか、その存在自体も既に消滅させられていた。⁽¹⁶⁾この点に鑑みれば、処罰の強化徹底どころか、法の役目はもはや果たしたとして、法を廃止するという選択肢もあり得た。しかし、当局は、治安維持法による取締りの団体を「本来の結社」から「集団（グループ）」に拡大するだけではなく、支援結社・集団および準備結社・集団も取締りの対象とし、新たにこれらの団体等の行う「國體変革ノ目的ニ資スル行為」をすべて処罰することにした上で、類似宗教団体等も取締りの対象に加えることにし、これらの団体等の行う「國體ヲ否定シ、又ハ神宮若シクハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スル目的ニ資スル行為」をもすべて処罰するという、嚴罰の網を飛躍的に拡大する道を選んだ。「國體変革」の予防を「錦の御旗」にするために治安維持法という名称は維持されたが、その内容は大きく異なり、実質は新治安維持法とでも呼ぶべき内容のものであった。この新治安維持法が、大日本帝国憲法でさえも擁護した「民主主義」や「自由主義」を含む「反ファシズム」の運動の取締りに旧治安維持法以上に猛威を振るうことになったのはい

うまでもない。

しかし、新治安維持法律案に対する衆議院特別委員会の態度は政府と何ら異なるものではなかった。「戦時議會」というような言葉さえもみられた。「民主主義」や「自由主義」にとつて重大な脅威になるのではないかといった問題意識はもはや認められなかった。それは委員会の議事進行に係る委員発言からも明らかであろう。次のように発言されたからである。

○三田村（武夫）¹⁷ 委員（略）今藤田君カラ御発言ノアリマシタ問題デスガ、私モ同ジヤウナ考ヘヲ持ツテ居ルノデス、必要ナモノデドウシテモヤラナケレバイケナイ、議會ノ会期ヲ短クスルカラ大急ギデヤルト云フノナラ、是ハ簡單ニヤツテシマツタラ宜イ、ドウセ修正スル點モナイト思ヒマス、ソレカラ極ク簡單ニヤツテシマツテ宜イト思ヒマスガ、勿論此ノ法案其ノモノヲ修正スルトカ、其ノ成立ヲ希望シナイトカ云フノデハナクテ、立法スル者ノ態度トシテハ、……餘リアツサリ簡單ニ此ノ法案ヲ片付ケテシマハレナイヤウニ、御願ヒシタイト思ヒマス¹⁸

○藤田（若水）¹⁹ 委員（略）一體戦時議會トシテノ吾々ノ態度ハ、政府ニ質スベキコトハ質スガ、審議ヲ何回モ何回モ繰返スト云フコトハ吾々ノ態度デハナイ、ソレデ私ハ先刻何回位デ片付ケルカト云フコトヲ御相談サレナイカト申上ゲタノデスガ、私ハ委員会ハ三回モ開ケバ宜イヂヤナイカト思フ、岡田内閣ノ当時治安維持法ガ出テ參ツタ時ニ、国體変革ト云フコトノ唯、一條文デ繰返シ繰返シ議論ヲシタ、モウ私ハ愛想ガ盡キタ、……是ハオ互ヒニ自肅シテヤルカヤラスカノ問題デス、ソレデ御申合ハセガアレバ一番宜イノヂヤナイカ、斯ウ思フノデス²⁰

○服部(英明)委員長 議事進行ニ関シテノ藤田君ノ御趣意ト私トハ大同小異で、僅カノ點デ相違ヲ致シテ居ルト思ヒマス、ソレハ、通常ノ議會ノ如ク、ズルズルト悠長ニヤルト云フ考ヘハ毛頭アリマセヌ、成ベク早く審議ヲ終了シタイト云フ希望ヲ持ツテ居ルコトハ同様デアリマス⁽²¹⁾

○田村(秀吉)委員 私ハ昨日大體本法改正ニ関スル政府ノ御意思ノアル所ヲ秘密会デ承リ、政府御苦心ノ存スル所モ大體諒承致シマシタ、本法ヲ制定シテ我が国ノ思想問題ノ取締ヲ、ヨリ良クシテ行クト云フコトニ付キマシテハ、私共モ協力シテ行キタイ、斯ウ云フ心持ニナツテ居リマス⁽²²⁾

改正法律案は是非とも通さなければならぬ。しかし、「立法する者」の態度として慎重審議の基本を崩すことはできない。このような形式と実質の使い分けの姿勢が垣間見える。とすれば、委員会審議は藤田のいう三日間を大幅に超える八日間も開かれたが、その「慎重審議」の内容も自ずから明らかである。「此ノ戦時下ニ於テ吾々が最モ排撃シナケレバナラヌノハ、ソレハ所謂反戦的思想ノ抬頭デス」⁽²³⁾等をはじめ、政府の改正趣旨を後押しするような委員質問がほとんどであった。次のような田村秀吉委員の質問もその一つであった。

(略)今回治安維持法ノ根本的改正案ガ出テ、私ハ時局柄極メテ有用ナル改正デアルト思フノデアリマス、茲ニ第一章ノ罪ノ中ニ国體変革ヲ企図スル罪ト、私有財産制度ヲ否認スル罪トハ罪質ヲ異ニスルト云フノデ、現行法ノ如ク一箇条ニ一緒ニ規定セズシテ之ヲ別々ニ規定スルコトニナツタノハ、法文トシテハ妥当ダト思フノデアリマス、……国體変革ヲ企図スル所ノ表面ニ現ハレテ来ル運動ヨリモ、其ノ仮面ヲ被ツタ裏面ニ国體変革ノ思想ヲ藏シテヤツテ来ル運動ガ、一番怖イノデアリマス、内務大臣ハ特ニ此ノ方面ニ對シテハ御研

究モ深イシ練達ノ方デアリマスカラ、此ノ點ニ對スル内務大臣ノ御觀測竝ニソレニ對スル御方針ヲ此ノ際承
リタイト思ヒマス²⁴

濫用の恐れを指摘し、罪刑法定原則を實質化するために法律案に修正を施すべきだとか、法律案制定後は当局
は限定解釈に努めるべきだとかの委員発言は影を潜めている。代わりにみられるのは、「日本法の独自性」論で
ある。例えば、次のような質疑がそれである。

○三田村（武夫）委員 陛下ノ赤子トシテ一心同體、日本ノ國體ノ特質ガ出テ来ルト思フノデアリマス、殊ニ
斯ウ云フ戦時下ニ於テ戦争ガ長ク続キマス、其ノ點ガ重要デアリマス、国民ヲ取締ルノデハナイ、過チノナ
イヤウニソレヲ指導シテ行クノダ、其ノ氣持ノ根底トシテハ、陛下ノ御民ヲ御預リシテ居ルノダト云フ氣持デ
臨ンデ貫ヒタイ、私ハ今申上ゲタ此ノ氣持ニ對スル司法大臣の御所見ヲ伺ヒタイ²⁵

○柳川（平助）國務大臣（司法大臣） 元來法ノ出发点ガ皇祖皇宗ノ御掟ヲ御紹述セラレタ所ノ根本ノ憲法ニ
基イテ制定セラレテ居ル所ノ法デアリマスカラ、大體ハ我が國ノ國體ニ適シテ居ラナケレバナラヌ譯デアルト
考ヘマス、只今御制定ニナツテ居ル法ハ、外國ノ法デハナク、我が國ノ法デゴザイマスカラ、ソレニ依ツテ遵
法ノ精神ニ弛ミノ来ヌヤウニドウカ御願ヒ致シマス²⁶

○小山田（義孝）委員 近來動モスレバ新体制ノ名ヲ藉リマシテ、非常ナ飛躍的ナ言論ヲナス者ガアルノデア
リマス、トモスレバ日本獨特ノ憲法ノ外ニ逸脱致シマシテ、唯無批判的ニ、或ハ「イタリア」ノ國家體制ヲ札
賛スルトカ、「ドイツ」ノ「ナチス」政治ノ直訳的ノ体系ヲ、採用セントスルガ如キ論議ノ横行ヲ見ルノデア

リマス、……最近大学ノ教授、学者ノ中ニモ斯カル論ガ公然ト発表サレテ居ルノヲ見ルノデアリマス、……帝
 国憲法ノ解釈ヲ、欧米各国ノ憲法ノヤウニ發展的二動的ニ取扱フコトガ、果シテ是ガ許サルベキ事デアルカド
 ウカ、……此ノ貼ニ関スル司法大臣ノ御高説ヲ御伺ヒ致シテ置キタイト思フノデアリマス

○柳川國務大臣 御意見ハ、全ク御同感デゴザイマス、……此ノ憲法ト違ツタコトヲ称スル者ハ、ソレハ許ス
 ベカラザル者デアラウト存ジマス、政府トシマシテハ斯ノ如キコトハ勿論嚴重ニ取締ラナケレバナラヌト存ス
 ルノデアリマス、次ニ学者ガ又時ノ權勢ニ媚ビテ色々曲学阿世ノ説ヲナス者ガアルトノコトデゴザイマスガ、
 是亦直クナイノミナラズ、……斯ノ如キコトヲ取締リモシ、又斯ノ如キコトヲ予防スルヤウニ、文部省、内務
 省等トモ能ク協議連携致シマシテ、其ノ害ヲ未然ニ防グヤウニ努力致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス²⁷⁾

委員の質問がこのような類のものであつたためか、質疑での政府委員の強弁が目立つた。治安維持法の制定及
 び改正の経緯も柳川國務大臣（司法大臣）から次のように説明されている。

本法最初ノ制定當時ハ、如何ニモ思想ガ今日以上ニ動搖致シテ居リマシタノデ、当時学者ノ間ニハ本法ヲ以
 テ世界無比ノ悪法ナドト云フ批判ヲサレタ時代サヘアツタノデアリマス、漸ク本法ニ依ツテ、多少国民ニ其ノ
 事態ヲ了知セシメテ、實ハ国民モサウ云フモノガアラウトハ思ツテ居ナイノニ、斯ウ云フ法ガ制定サレタノデ、
 非常ニ用心モシ、警戒モシ、自肅モシ、自戒モシテ、段々或ル目的ハ達シテ来タノデアリマスガ、今日時局ハ
 益々緊迫ヲ致シマシテ、前ニ審議ヲ御願ヒシマシタ所ノ国防保安法、或ハ本治安維持法ノ改正案等、緊急ニ制
 定ヲシテ、取締制裁ノ方ヲ強化致シマシテ、一方恒久的ノ行政竝ニ教化ノ手段ニ依リマシテ、今三田村サンノ

御シヤルヤウナ根本カラ人心ヲ建直スヤウニシナケレバナラスト存ズルノデアリマス、固ヨリ国民ノ大多数ガ此ノ法ノ対象ニナルトハ毫モ思ヒマセヌガ、関係スル所ノ結果ガ非常ニ重大デアリマシテ、緊急已ムヲ得ザル立法ト御諒承ヲ願ヒタイ²⁸⁾

「緊急已ムヲ得ザル立法」であつて、それによつて国民の間に犠牲ないし犠牲者が出るのはやむを得ないといつたような認識が垣間見れる。

戦時体制下の当時の議会の状況を知る上で興味深いのは、出版物、言論の取締り等についての次のような質疑²⁹⁾である。

○猪野毛(利栄)³⁰⁾委員 大学ノ先生ハ好イ氣ニナツテ、大学デ斯ウ云フ不逞ナ講義ヲヤツテ、サウシテ帝国大学カラ赤ノ学生ガ次カラ次ト出テ、何十人ト云フモノガ縛ラレテシマウト云フヤウナ、昨今ノ如キ状態ニナツテ居ルノデアリマス、内務大臣モ勿論此ノ天皇機関説ハ国體ノ本義ニ反スルト云フコトニ付テハ、司法大臣ト同一ノ御意見デアリマセウト存ジマスガ、是モ序デニ承ツテ置キタイノデアリマス

○平沼國務大臣 天皇機関説ハ国體ニ反スルコトハ、是ハ勿論デアリマシテ、議論ノ余地ハナイト思ヒマス、ソレカラ又国體ニ反スルガ如キ思想ヲ表明シタ文書ハ、十分ニ是ハ取締ル方針デ居リマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○猪野毛委員 斯ウ云フ機會ニ從來取締ニ躊躇ヲ致シテ居ツタ所ノ悪書、毒書ト云フモノヲ、警保局長ハ一大勇氣ヲ以テ取締ツテ戴キタイト思フノデアリマス、……著書ニナツテ大学ノ先生ガ書イタモノハ、見ル者ニ取

ツテハ、此ノ方ガ權威ガアルノデス、ソレダカラ是ハ断乎タル著書ノ取締ヲヤラナクテハナラヌケレドモ、今迄ハ一向ヤラヌノデアリマス、況ヤ天皇様ニ對スル不敬ナ著書ナドニ付テハ、……議會デ聴イタ時ニ内務大臣モ、司法大臣モ、総理大臣モ、斯ウ云フ著書ニ付テハ断乎取締ルト云フコトヲ私ニ明言サレタケレドモ、其ノ後ヤラナイ、ナゼヤラヌカト云フト、其ノ尻ニ陸軍ガ付イテ居ルト云フヤウナ巷説ガ伝ハツタ、……誰ガ付イテ居ラウト彼ガ付イテ居ラウト、現実ニ斯ウ云フ著書ガ市中ニ跋扈シテ居ル時ニハ、一步モ仮借ノ余地ハナイ、團體ヲ擁護スルニ付テハ顧ミル余地ハナイ、……大学生カラ、大学ノ教授カラ、斯ウ云フ不都合ナ者ヲ出スト云フコトニ付テハ、非常ナ日本ノ国辱デアリマス、……吾々ハ成程此ノ法案ノ通過ヲ希望致シテ居リマスガ、此ノ法案ノ通過ニ當ツテハ、ドウカ為政者ニ於テモ此ノ心構ヲ一ツ持ツテ戴キタイ

○橋本（清吉）政府委員（内務省警保局長） 團體ノ本義ニ反スルガ如キ出版物、言論ヲ取締リマスルコトハ、警察当然ノ職能デアリマス、私共ハ此ノ警察当然ノ職責ヲ遂行スルコトニ付キマシテハ断乎タル信念ト自信ヲ以テ当ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス

○大山政府委員（陸軍省法務局長） 天皇機関説ノ言論ナリ著書ナリノ取締ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、陸軍ハ深く考ヘテ居ルコトデアリマス、随ツテソレ等ノ取締ニ妨ゲニナルベキ尻押ヲシテ居ルト云フガ如キコトハ、断ジテアリマセヌ

○猪野毛委員（帝国大学デノ引用者） 講義ノ内容ナドモ一一文部大臣ノ所ニ、ドノ教授ハドウ云フ思想デ、大體ドウ云フ教育ヲ学生ニ施シテ居ルカト云フコトノ御調ベガ付イテ居リマセウカ

○橋田（邦彦） 国務大臣（文部大臣） 取調べノ結果処理スベキモノハ断乎トシテ処理スル積リデゴザイマスカラ、其ノ辺ハ十分御諒承ヲ願シタイト思ヒマス

○猪野毛委員 暑中休暇カ何カ利用シテ、二箇月程教授ノ再教育ヲヤラスヤウナ御考ヘハアリマセヌカ

○橋田國務大臣 ソレニ付キマシテハ、既ニ追加予算ニ御請求申シテ居リマス國民修練場ノ建設ノ如キハ、専ラ教員再教育ヲ目指シテ居ルノデゴザイマス、……出来ルダケ度々機会ヲ捉ヘテ教員ノ再教育ノ出来ル者ハ、十分教育シヤウト云フヤウニ計画ヲ進メテ居リマス

議員の方から当局に対して積極的な取締りをむしろ促しているのである。かつて帝国議会で齋藤隆夫は「思想ハ思想ノ戰場ニ委ネルベキダ」との名演説を行ったが、その面影さえも本質疑に見出すことはできない。大学の自治、研究・教育の自由に対する配慮は微塵もうかがえない。

戦時体制の確立と個人主義、自由主義についての次のような質疑も看過することができない。新治安維持法の標的が戦時体制の確立にとつて妨げとなる個人主義、自由主義にも向けられていることが明言されているからである。

○三田村委員 私ハ戦時体制ノ確立、即チ国防国家体制建設ノ見地カラ、思想戦ト思想国防ニ付テ軍ノ御決心ヲ御伺ヒシタイト思ヒマス、……其ノ見地カラ今回提案ニナツタ治安維持法ノ改正ヲ見ナケレバナラスト思ヒマス、而シテ其ノ思想戦ニハ大體二ツノ面ガアリマシテ、其ノ一ツノ面ハ、言フマデモナク、対外思想戦デアリマス、……他ノ一面ハ思想国防ノ完成デアリマス、是ハ体内的ノ問題デアリマス、ソコデ私達ハ思想国防ノ要件ト云フモノヲ、茲デ考ヘテ見ル必要ガアルト思ヒマス、其ノ第一ノ條件ハ先ヅ愛国心ノ昂揚デアリマス、……第二ノ條件ハ所謂国家目的ノ確認デアリマス、……戦時ニ於ケル国家目的ハ更ニ重要デアリマス、……言

葉ヲ換ヘテ申シマスナラバ、国論ノ統一デス、国論ノ統一ナキ所ニ決シテ全国民ノ精神力ノ結合ハアリマセヌ、是ガ第二ノ條件デアリマス、第三ノ條件ハ国民思想ノ統一デアリマス、……此ノ點ニ對スル御所見ヲ先ヅ伺ツテ置キタイノデアリマス

○田中(隆吉) 政府委員(陸軍少将) 三田村サンノ御意見ハ尤モデアリマス、日本国家トシテハ、所謂高度国防国家体制ナルモノヲ整ヘル為ニハ、其ノ根本ハ思想ノ確立、思想ノ統一デアリマス、是ナクシテハ何事モ出来ナイノデアリマス、……日本ニハ所謂非日本のモノガ多数存在シテ居リマス、其ノ第一ガ共產主義デアリマス、……モウ一ツ考ヘナケレバナラヌコトハ、……民主主義カラ生ズル所ノ個人主義、……自由主義デアリマス、是ガ明治以來輸入サレテ居リマス、勿論憲法ニハ法律ノ定ムル範圍内ニ於キマシテ、個人ノ自由ハ許サレテ居リマスガ、ソレヲ超越シタ行動ガナイトハ言ヘナイノデアリマス、憲法ニ定メラレタル自由ノ範圍ヲ超越致シマシテ、サウシテ極度ニ個人ノ自由ヲ主張シテ、国家ノ結束力ヲ弛緩サセルト云フ結果ニナリツツアルコトハ、……皆サン御承知ノコトト確信致シマス、是等ニツノ思想ハ是非トモ日本国内カラ根絶シタイト思フノデアリマス

このように治安維持法の制定・拡大と戦争の拡大と非日本的なものの根絶とは機を一にしているのである。なお、衆議院特別委員会では、「憲法ノ紛淆ヲ来ス如キ思想」に対する取締り如何についても、例えば、次のような質疑が行われている。

○猪野毛(利栄) 委員 幕府々々ト云フ言葉ガ此ノ頃出テ来タノデス、ソレダカラドウシテモ是ハ政體ニ紛淆

ヲ来スヤウナモノニ對シテハドウト、斯ウ云フ字句ヲ一ツ此ノ中ニ入レル方ガ、私ハ安全デハナイカト云フ風ニ思フノデアリマス

○柳川國務大臣 憲法ノ紛淆ヲ来ス如キ考ヘハ、ソレハ無論嚴重ニ制裁ヲ加ヘナケレバナラヌノデアリマシテ、個々ノ事例ニ当リマシタナラバ、必ズ現在ノ刑法―只今ノ軍刑法トカ或ハ一般刑法トカデ朝憲紊亂其ノ他ノ仔儀ヲ処断ガ出来ルヤウニナツテ居ルト心得テ居リマス

○田村(秀吉)委員 近時ノ一ツノ弊風ハ、議會制度ヲ否認スルヤウナ言動ヲスル者ガ相当居ルノデアリマス、……サウ云フモノニ對シテハドウ云フ風ナ処罰ガ出来マスカ、今猪野毛君ノ御心配ニナル點、私ハ洵ニ時宜適切ダト思ヒマスカラ、此ノ點ニ對シテ、司法大臣ハドウ云フ所ヲ取ツテ押ヘラレルカ

○田村委員 例ヘバ大政翼賛會ガ出来タカラモウ議會ナドハ要ラヌト云フ考ヘニナツテ、翼賛會ノ若イ者ナドニハ―是ハ徹底的ニ改組シナケレバナラヌノデスガ、議會ナドハモウ要ラヌ、議會制度ハ止メテシマツタ方ガ宜イト言ウノデアアル、サウ云フ場合ニモサウ云フ言動ヲ取締リ得ルカドウカ、其ノ取締ヲ此ノ法規デヤルヤ否ヤ、其ノ點ヲ御考慮ニナツタカドウカ伺ヒタイ

○秋山(要)政府委員(司法省刑事局長) 議會制度否認ノ思想ト云フモノハ、大體ニ於テ國體變革ノ思想若シクハ私有財産制度否認ノ思想ヲ實現スル為ノ手段ニ用ヒラレルモノデアルト考ヘテ居リマス、唯議會制度否認ダケデ、更ニ進シデ何モ考ヘナイト云フヤウナモノハ、サウ惡質ノモノデナイノデアツテ、ソレガ漸次進ンデ國體變革ノ思想ニマデ入ツテ行ク虞ガアリマスカラ、ソコニ非常ナ恐ロシイ點ガアルノデアリマスガ、……随ツテ政體變革ノ問題、議會制度否認等ノ問題ニ付キマシテハ、特ニ此処ニ現ハサナイデモソレデ賄ヒガ付クヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス⁹²⁾

○小畑（虎之助）委員 ソレカラ憲法ヲ否定スル者ハドウ云フ風ニ取扱ハレルノデアリマセウカ、……例ハバ立憲政治ヲ否認スル、議會政治ヲ否認スル、斯様ナル思想犯ニ對シテハ、ドウ云フヤウナ御考ヘヨ御持チニナツテ居リマセウカ

○太田（耐造）政府委員（司法書記官） 立憲政治ヲ否定致シマス思想ハ、之ヲ糾明致シマスト、單ニソレダケニ止マル場合ハ極メテ少イノデアリマシテ、多クハ國體ヲ變革スル目的、或ハ私有財産制度ヲ否認スル目的ノ為ノ手段トシテ、政體變革ト云フコトガ行ハレル場合ガ多カラウト存ズルノデアリマス、随ヒマシテソレヲ究明致シマスナラバ、治安維持法ニ触レルヤウナ実体ガ多クノ場合ニ必ず出テ來ルモノダト存ゼラレルノデアリマス⁽³³⁾

「政體變革」の取締りに関しては、政府と議會の態度が治安維持法制定当時とは逆転していることが明らかである。議會が積極に対して政府は消極だからである。もつとも、それもある意味では当然のことといえるかもしれない。治安維持法制定当時、政府が想定していた「政體變革」とは共產主義思想等によるそれだったのに対して、昭和一六年段階では軍閥等や大政翼賛会等による「政體變革」が現実の問題になつていたからである。所謂「左翼」の取締りと「右翼」の取締りとは雲泥の差があることが容易にうかがい知れよう。次のような質疑も「国家主義」の取締りに対する政府の方針を知る上で興味深い。

○田村委員 本法ヲ運用スルニ當ツテ、特ニ当局ノ御注意ヲ願ハナケレバナラヌノハ、右翼ノ忠君愛國トカ、尊王トカ、國體擁護、斯ウ云フ仮面ノ下ニ、共產思想ノ伝播宣伝ヲヤツテ行クト云フ虞ガアリマスノデ、此ノ

右翼的運動ニ對シテノ取締ト云フコトガ最モ必要ニナル、……右翼運動ニ對スル取締方針ニ付テ、内務当局カラ特ニドウ云フ風ニセラレルカ、……此ノ際承リタイト思ヒマス

○橋本（清吉） 政府委員（内務省警保局長） 右翼ト申シマスルカ、所謂国家主義ヲ標榜致シテ居リマスル運動デアリマシテモ、只今御話ノ如ク、其ノ實際ニ於キマシテハ左翼ノ思想ヲ持チ、唯之ヲ偽装スル為ニ国家主義ヲ標榜スル徒輩ニ對シマシテハ、仔細ニ其ノ運動ノ内容ヲ検討致シマシテ、苟クモ其ノ基調ガ左翼思想デアリ、左翼思想ヲ抱持シ、而シテ治安維持法ノ法條ニ触レルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、固ヨリ徹底的ニ之ヲ取締ルベキモノデアアル、又現在ノ私共ノ警察上ノ警戒線モ、左様ナ方面ニハ全力ヲ挙ゲテ居リマス⁽³⁴⁾

改正のポイントについての質疑を見ていくと、「支援結社」の取締りについては次のような質疑⁽³⁵⁾がみられる。

○田村委員 第二条ノ規定、是ハ新シイ規定デアリマスガ、此ノ共產結社ノ支援團體、外郭團體ト云フコトヲ、此ノ第二条ニ規定シテ居リマス、私ハ此ノ第二条ノ支援關係、外郭關係ト云フコトニハ、非常ニ注意ヲ払ツテ、苟クモ其ノ虞アル外郭的ノ行動、支援體的ノ動きニ對シテハ、徹底シタ対策ヲ講ジナケレバナラヌト思フノデ、斯ウ云フ規定ヲ設ケラレタコトハ、洵ニ結構ダト私ハ思フノデアリマスガ、此ノ規定セラレテ居ル支援團體、外郭團體ニ對シテ、政府ハドウ云フ所マデ之ヲ狙ツテ居ラレルカ

○大田（耐造） 政府委員（司法書記官） 我が國ノ共產主義運動ノ過去ノ実績ニ照シマシテ、前衛党デアル共產党ニ對シマシテ如何ニ取締ヲ加ヘマシテモ、其ノ精力ヲ補給シテ参リマスル此ノ種外郭団体ヲ徹底的ニ取締ルニアラザレバ、其ノ効果ヲ完全ニ挙げ得ナイト云フヤウニ考ヘマシテ、サウ云フ実情ニ鑑ミマシテ、此ノ規

定ヲ置イタノデゴザイマス、随ヒマシテ此ノ規定ヲ置キマシタ以上、外郭団体加入者ト雖モ、其ノ団体ガ結局ニ於テ第一条ノ結社ニ関係ノアルコトヲ認識シナガラ、其ノ外郭団体ノ行動ニ参加致シマシタナラバ、此ノ第二条ヲ以テ徹底的ニ取締ル積リデ居リマス

○田村委員 此ノ點ハ……今ノ御説明デ大體諒承致シマス……

「準備結社」の取締りについても次のような質疑⁽³⁶⁾がみられる。

○三田村委員 第三条デ結社行為ヲ確認出来ルナラ、ソレハ私ハ解釈論カラ言ツテ、第一条ノ結社ニナリハシナイカ、第一条デ押サヘラレハシナイカト云フ氣ガスルノデスガ、此ノ點ハ如何デセウカ

○太田政府委員 左様ナ目的ノ下ニ結社ヲ組織致シマスレバ、勿論第一条ノ結社デゴザイマスガ、然ラズシテ第三条ノ、サウ云フ結社ヲ作ルト云フ準備ヲスル結社デアリマス場合ニ於キマシテハ、第一条ノ結社ニナラナイノデアリマス

○三田村委員 御考ヘノ點能ク分リマシタ

「集団」の取締りについても次のような質疑がみられる。

○三田村委員 第四条ノ行為ノ内容ヲ少シバカリ伺ヒタイノデアリマス

○太田政府委員 要スルニ一ツノ團體ガアリマシテ、其ノ團體ガ結社ノ要件ヲ缺イテ居ル場合ガ、此ノ集団ニ

ナルノデアリマス

○三田村委員 サウシマスト、……何々文芸協会トカ、何々劇団、何々倶楽部トカ云フヤウナモノモ、其ノ対象トナル譯デスカ

○太田政府委員 御話ノヤウナ團體ガ、此ノ第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ結成セラレタ場合ニ於テハ、該当スル場合ガアルト思ヒマス

○太田政府委員 此ノ第四條ニ記載シテアリマス前三條ノ目的ハ、何モ是ガ主タル目的ヲ以テ結成サレルコトノ必要ハナイノデアリマス、ソレガ従タル目的デアル場合ニ於テモ、勿論此ノ第四條ニ触レルト思ヒマス、例ヘテ見マスルナラバ、或ル芸術的ナコトヲ目指シマシテ、……文化團體ヲ作ツテ芸術上ノ精進ヲスルト云フコトガ、主タル目的デアルト致シマシテモ、其ノ反面ニ於キマシテ、此ノ第四條ニ記載シテ居リマスヤウナ目的ヲ、副次的ニ持ツテ居リマスナラバ、其ノ團體ハ第四條ニ触レル場合ガ勿論アルト思ヒマス

○三田村委員 サウシマスト、……日本共産党トカ、其ノ支援助社トカ云フモノノ認識ハナクテモ、左翼的デアリ、社会主義的デアリ、「マルキシズム」ノ認識ヲ持ツテ集団ヲ結成スレバ、此ノ第四條ニ該当スル譯デスカ

○太田政府委員 左翼ノ場合ニ於テハ、大體サウ云フコトガ言ヘルト存ジマス

○三田村委員 是非必要ナ規定ダト私共考ヘマスガ、是ハ運用ノ如何ニ依ツテハ、非常ニ範圍ガ広クナルノデハナイカト思ヒマス、……大體ドノ辺ノ所マデ狙ツテ居ラレルカ、其ノ狙ヒ所ヲ伺ツテ置キタイノデアリマス
○太田政府委員 第四條ニ於キマシテハ、第一條乃至第三條ノ場合ト違ヒマシテ、……「前三條ノ目的ヲ以テ集団ニ参加」スルコトヲ必要トスル、即チ参加スル動機ガ、第一條乃至第三條ノ目的ニ出ルコトヲ必要トスル

ト云フヤウニ規定致シマシテ、御心配ノコトノナイヤウニ、特ニ注意シテ規定致シタ積リデアリマス

○三田村委員 能ク分リマシタ⁽³⁷⁾

○世耕(弘一)委員⁽³⁸⁾ 十年前ノ日本ノ思想状況ト現在ノ思想状況トニハ、非常ナ飛躍性ガアル、是マデノ共產党ノ動キヲ見マス、集团的デアツタノガ、今度ハ潜ツテ個々ニナツテ来テ居ル、之ヲ洩ラシマシタノデハ折角ノ法律ガ効果ガ現ハサナイト思フノデアリマスカラ、此ノ貼ニ特ニ御留意ヲ願ヒタイノデアリマス

○秋山(要)政府委員(司法省刑事局長) 御話ノ趣旨ハ十分尊重致シマシテ、此ノ法律ノ成立致シマシタ暁ニハ、此ノ運用ニ萬全ヲ期シタイト考ヘテ居リマス⁽³⁹⁾

○小畑(虎之助)委員 結合體ノ強弱ニ依ツテ処罰ノ程度ヲ上下スルト云フコトハ、刑事政策ト致シマシテモ適當デハナイヂヤナイカト思フノデアリマス、其ノ結合ガ極メテ鞏固ナル場合ハ重キ刑ヲ科スル、其ノ結合ガ或ル程度鞏固デアルケレドモ相当鞏固デハナイト、其ノ刑ヲ輕クスルト云フガ如キコトハ、理由ガナイヤウニ考ヘラレルノデアリマス、現行法ハ此ノ集団ト結社トノ區別ヲ致シテ居ラヌノデアリマスガ、特ニ結社カラ集団ヲ切離シテ別ノ規定ヲ置イタト云フコトハ、ドウ云フ譯デアルカ分ラヌノデアリマス

○太田政府委員 御尤モナ御質問デアリマス、……其ノ団体ヲ把ヘテ之ヲ具体的ニ検討シタノデナケレバ、結社ニナルカ、或ハ集団ノ程度ニ止マルカト云フコトハ、ハツキリシナイ場合ガアラウカト存ズルノデアリマス、要スルニ其ノ兩者ノ區別ハ最後ニ參リマス、是ハ具体的ノ形ヲ見マシテ、結局客觀的ノ通念ニ依ツテ定メナケレバナナイ場合ガ多カラウト存ジマス⁽⁴⁰⁾

「目的ニ資スル行為」の取締りについても次のような質疑⁽⁴¹⁾がみられる。

○三田村委員 五條ニ所謂煽動モ宣伝モ、實ハ是ハ獨立罪ナノデス、一條、二條、三條ノヤウナ目的遂行行為ト違ツテ、共產党ノ認識モ要リマセヌシ、支援結社ノ認識モ居ラナイ、……斯ウ云フ言説ヲナスコトハ、反戦主義的ナ思想ヲ大イニ盛ンナラシメルノダト云フヤウナ認識ヲ以テヤル場合ハ、共產党ノ認識ハナクトモ、自分ハ共產主義者デアラウト思ハナクトモ、其ノ人ノ性格如何ニ拘ラズ直チニ第五條ノ罪ヲ構成スルヤウニ思フノデスガ、如何デアリマスカ

○太田政府委員 御話ノヤウニ、第五條ノ宣伝ノ場合ニ於キマシテハ、共產党ノ目的遂行ノ為ニスルト云フ意思ハ必要デゴザイマスヌ

「類似宗教団体等」の取締りについても次のような質疑がみられる。

○中村（高一）委員 今度ハ此ノ治安維持法ヲ共產主義バカリデナクシテ、国體ヲ否定シ、又ハ神宮若シクハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルト云フヤウナ、従来ノ共產主義取締バカリデナイ方面ニ、此ノ法律ヲ拡大セラレルノガ、此ノ改正案ノ一ツノ目的ノヤウデアリマスガ、……是ハ何レモ現行刑法ノ不敬罪ニ依ツテ處罰ヲサレテ居ルノデアリマスガ、……ナゼ一體此ノ法律ノ中ニ当嵌メナケレバナラナカツタノカ、其ノ點ヲ一ツ承リタイ

○秋山政府委員 是ハ国體ヲ擁護シヨウト云フ考ヘカラ設ケラレタ規定デアリマシテ、尙ホ是ハ所謂結社活動ト申シマスカ、結社トシテ活動スル場合ヲ處罰シヨウト云フ所カラ考ヘラレテ居ルノデアリマス⁽⁴⁹⁾

○三田村委員 其ノ宗教ノ全部ガ斯クノ如キ目的ヲ持ツテ居ナクテモ、即チ主タル目的ガ此處ニナクテモ、従

タル目的ガ之ニ該当シ、其ノ目的ノ或ル部分ガ之ニ該当スレバ、此ノ第七條ノ適用ヲ受ケルト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○太田政府委員 御説ノ通りデゴザイマス

○三田村委員 スウ云フ規定ガ出来タコトハ、非常ニ結構ダト思ヒマスガ、……所謂思想戦ノ點カラ言ヘバ、立派ニ宗教団体法ニ依ツテ確認サレタ宗教デモ、私ハ非常ニ注意シナケレバナラヌ點ガアルノデハナイカト思フ、……スウ云フ規定ヲ活用サレテ、大イニ取締ヲ嚴ニシテ戴キタイト思ヒマス

○太田政府委員 萬一ニモサウ云フモノガゴザイマシタナラバ、勿論、本案ノ成立致シマシタ後ニ於キマシテハ、適當ニ処置シテ行キタイト存ジマス

○三田村委員 「キリスト」教ナドガ宣伝カ何カヤル場合ニ、非常ニ徹底シタコトヲ言フ、神ハ「キリスト」アルノミ、世界ノ支配者ハ「キリスト」アルノミト云フヤウナコトヲ、ドンドン宣伝スル者ガ居ルノデアリマス、サウ云フ者ハ私ハ之ニ依ツテ押ヘテ行カナケレバナラヌ場合ガ多イノデハナイカト思ヒマス

○太田政府委員 団体自體ガ左様ナ教義ヲ持ツテ居ルノデハナイ、併シ之ニ関連シテ教師ガ左様ナ教義ヲ宣伝シタヤウナ場合ノ處置デアリマスガ、……大體宗教団体法ノ運用ニ依ツテ、然ルベク處置出来ルダラウト云フ風ニ考ヘル次第デゴザイマス⁽⁴³⁾

「検事ヘノ強制処分權ノ付与」についても次のような質疑がみられる。

○中村(高一)委員 スクノ如キ長期ノ勾留拘禁ヲ、検事ノ處分ニ依ツテ行ハレマスコトハ、憲法ニ抵触致サ

ナイカドウカ、此ノ一點ダケラーツ御答ヘヲ願ヒタイト思フノデアリマス⁽⁴⁴⁾

○平沼國務大臣(内務大臣) 今日デモ或ル例外ト致シマシテ、検事若シクハ司法警察官ガ、強制処分ヲ用ヒ得ル範圍ヲ定メテ居リマス、今回ノ治安維持法ニ於キマシテハ之ヲ拡大シテ、此ノ種ノ犯罪ニ付キマシテハ、……⁽⁴⁵⁾ 検事ノ強制処分ノ權限ヲ拡大シタノデアリマス

○中村委員 二十三條デアリマスガ、検事ノ勾留ノ出来ル期間ガ二箇月トサレルト云フ風ニアツテ、更ニ必要ナル場合ニハ、検事長ノ許可ヲ受ケレバ、一月毎ニ更新ラシテ、結局一年マデハ検事ガ勾留ヲスルコトガ出来ルトアリマスガ、……順次一年マデ勾留ヲ更新シテ行クト云フヤウナ場合ニハ、判事ノ従来ノ手續ニ依ツテヤルコトモ、少シモ困難ガナイヤウニ思ハレルノデアリマスガ、何故一體更新ノ場合デモ、検事ガ勾留シナケレバナラスノデアリマセウカ

○太田政府委員 此ノ更新ノ場合モ總テ捜査中ノ場合デゴザイマシテ、此ノ期間ノ更新ヲ必要トスル理由モ、亦捜査上ノ理由ニ基クノデアリマス、随ヒマシテ更新ヲ必要トスルカドウカト云フコトハ、ヤハリ捜査上指揮權ヲ持ツテ居ル検事長ノ許可ニ掛ケマスル方ガ、最モ事情ニ明ルイノデアリマスカラ、必要、不必要ヲ適當ニ判断シテ、処置出来ルヤウニ考ヘタノデアリマス

○中村委員 宜シウゴザイマス⁽⁴⁶⁾

強制処分權をむしろ拡大すべきというような質問もみられる。これに対する政府委員の答弁は拡大しなくても十分対応できるというものである。

○田村委員 此ノ第二十條ニ被疑者ヲ勾引、引致シテ訊問スル時間ヲ限定シテアリマスガ、ソレハ如何デスカ、四十八時間ト云フコトニ限定シテアルガ、色々ノ人ノ手配ヤ其ノ他ノ不可抗力ニ依ツテ若シ四十八時間デ出来ナイ場合ニハ釈放シナケレバナラヌ

○太田政府委員 此ノ時間内ニ訊問ノ出来ナイト云フコトハ、殆ド想像出来ナイノデゴザイマス、ソレノミナラス現在ノ刑事訴訟法ニ於キマシテモ、是同趣旨ノ規定ガゴザイマシテ、ソレモ四十八時間内ニ訊問セヨト云フコトニナツテ居リマシテ、未ダ支障ヲ来タシタコトハゴザイマセヌノデ、是デ十分ダト存ジテ居リマス⁽⁴⁷⁾

「控訴審ノ省略」についても次のような質疑がみられる。

○中村（高一）委員 従来三審制度ノ裁判ヲ受ケテ居リマシタ治安維持法ノ被告ガ、今度ハ控訴審ヲ抜イテ一審ニナルノデアリマスルガ、此ノ點ニ付テ私ハ一ツノ疑問ガアルノデアリマス、……控訴ニナツテ轉向ヲシテ、執行猶予ニナツテ居リマス数ハ、私ハ相当アルト思フノデアリマス、……サウ云フヤウナ點ハ、本法ヲ改正ナサル場合ニ於テ御考慮ガナカツタノデアリマセウカ

○太田政府委員 控訴審ヲ省略致シマシタカラト言ヒマシテ、轉向ヲスル機会ガ非常ニ沢山失ハレルモノデハナイト信ジテ居リマス、而シテ又一方ニ於キマシテ、此ノ思想事件ノ公判ガ非常ニ長引キマス為ニ、其ノ刑ガ確定致シマセヌ為ニ、反面ニ於キマシテ、最近治安上別個ノ弊害ガ相当ニ感ゼラレルニ至リマシタノデ、……本案ノヤウナ制度ヲ考ヘタ次第デアリマス⁽⁴⁸⁾

○中村委員 私ハ治安維持法ニ掛ツタモノヲ、実体法ノ上ニ於テ、大イニ罪ヲ重クシテ嚴罰ニスルト云フコト

二、少シモ異議ヲ持ツテ居ルノデハナイ、ソレハドンナニ重刑ヲ課セラレテモ差支ナイト私ハ思フ、唯手續ノ上ニ於テ、特ニ之ヲ別個ニ扱フ必要ガアルカドウカ、私ハ審理ナドト云フモノハ、法律ヲ決メラレテ居ル三審制度ト云フモノヲ、最モ十分ニ興ヘルノガ本当デアルト思フ、……少シバカリノ手續ヲ省略シテ、早く行ツタト云フヤウナコトデ、思想犯ノ根本的ナ取締ヲスルト云フヤウナコトハ、私ハ宜クナイト思フ

○太田政府委員 現在ノ刑事訴訟法ノ下ニ於キマシテハ、内乱罪或ハ大逆罪ニ関スル罪ニ付キマシテハ、大審院ノ特別管轄ニ属シマシテ、一審ニシテ且ツ終審ト云フコトデ裁判致シテ居リマス、是ハ左様ナ大キナ重大ナル事件ニ付キマシテハ、其ノ事件ノ影響スル所、治安上国家的見地カラ見マシテ、影響スル所ガ非常ニ大キクアリマスノデ、サウ云フ方面ノコトヲ考慮致シマシテ、一審ニシテ且ツ終審ト云フ制度ヲ立テラレタコトト考ヘテ居リマス、国防保安法ニ於キマシテハ、国防保安ノ目的ヲ達スル上ニ於キマシテ、審理ノ促進ヲ必要トスルト云フ點カラ、一審ヲ省イテ居ルノデアリマスガ、治安維持法ニ於キマシテモ、……左様ナ特殊ナ理由カラ、斯様ナ審級省略ニ依ル審理ノ促進ヲ考ヘテ居ル次第デアリマス⁴⁹⁾

「予防拘禁制度ノ新設」についても次のような質疑がみられる。

○田村委員 今回ノ治安維持法改正ノ大キナ眼目ハ、予防拘禁制度―此ノ予防拘禁制度ハ……今回ハ速カニ之ヲ成立セシメテ、今日ノ如キ思想混乱時代ニ、此ノ法ノ活用ニ依ツテ我が国ノ思想的誤リヲナカラシムルヤウニシナケレバナラヌト思フノデスガ、其ノ意味デ、承ル所ニ依リマス、司法省ニ於キマシテハ今回裁判所ニ思想公判部ト云フモノヲ御設ケニナツテ、特ニ改正セラレタ治安維持法ノ適用ノ万全ヲ期サウ、斯ウ云フ御計

画ノヤウデアリマスガ、其ノ思想公判部ノ内容、……ソレニ對スル準備、設備、内容等ノ概略ヲ大臣カラ承ツテ置キタイト思ヒマス

○秋山政府委員 出来ルダケ思想事件ニ付テ常ニ研究シテ居リ、又實際ニ於テモ縷々取扱ツタ経験ノアルヤウナ判事ヲ以テ、公判部ヲ組織シテ貰フト云フヤウナコトガ主タル目的デアリマス⁽⁵⁰⁾

○田村委員 予防拘禁委員会ノ委員ハ、司法部内高等官及ビ学識経験アル者ト、斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、……学識経験アル者ト云フノハ、ドウ云フ所ヲ具体的ニ狙ツテ居ラレルノデスカ

○太田政府委員 思想問題ニ造詣ノ深イ方ト、モウ一ツハ弁護士ノ方ヲ考ヘテ居リマス、……弁護士ノ方ハ公ノ訴訟ニ関スル任務ヲ持ツテ居ラレマスカラ、斯ウ云フ思想問題ニハ事件ヲ通ジテモ相当造詣モオアリニナルノデアリマスカラ、此ノ予防拘禁委員会ニ適當ノ御方ニ御参加ヲ願ヒタイ、サウ云フコトヲ含メマシテ、学識経験アル者ト云フコトヲ予定シテ居リマス⁽⁵¹⁾

○田村委員 私ハ予防拘禁ヲシタ場合ニ之ヲ処遇スルコトハ今後ノ対策上、殊ニ此ノ法案ノ狙ツテ居ル重大ナル使命デアルト思フノデアリマスガ、出来ルコトナラバ、此ノ拘禁者ニ對シテハ積極的ニ待遇シテ、サウシテ本當ニ心カラ転向セシムル為ノ施設(ママ)ヲシナケレバナラヌト思ヒマスガ、……其ノ點ニ付テ成ベク詳しく御説明ヲ願ヒタイ

○金澤(次郎) 政府委員(司法省行刑局長) 先ツ学識徳望ノアル御方ヲ御願シマシテ、思想ノ矯正ヲシテ、日本人トシテ眞ノ自覚ヲ喚起サスト云フ風ニ、指導シテ戴クト云フヤウナコトヲヤツテ居リマス、……ソレカラ予防拘禁所ノ中ニ鍛錬道場ト云フヤウナモノ、精神的ニ訓練スル意味ニ於キマシテ、……此ノ道場ヲ造ルト云フコトヲ考ヘテ居リマス、……ソレカラ作業ノ方面モ、作業訓練ヲヤラセテ見タイ、……ソレカラ書籍ニ依

リマシテ、兎ニ角人間トシテノ修養ノ出来ルモノ、日本人トシテノ国體ノ有難サヲ感ゼシメルヤウナ歴史のモノ、或ハ之ニ類スルヤウナ図書ニ依リマシテ指導ヲ講ズル、尚ホ健康ノ方面ニモ相当留意シナケレバナラヌ問題ガアルト思ヒマスノデ、ヤハリ体育ノ方面ニモ注意致シマシテ、健康ノ増進ト云フコトヲ考ヘテ居リマス

○田村委員 ソレカラ第四十七條ニ補佐人ノ制度ヲ設ケラレテ居リマスガ、……補佐人宜シキヲ得タラ、……多少補佐人ノ手ニ依ツテ之ヲ矯正スルコトニ使フコトガ有効デハナイカ、特ニ温情主義、家族ノ感情ト云フ意味カラ必要デハナイカト思ヒマスガ、此ノ補佐人ト云フ制度ハ、サウ云フ所マデ御考ヘニナツテ御利用ニナリ得ルカドウカ、御尋ネ致シマス

○金澤政府委員 ソコマデノ考ヘヲ以テ立案サレタモノデハナイト考ヘマスガ、予防拘禁ノ方面ノコトカラ申シマスルト、出来ルダケ寧ロ原則トシテ父兄ナリ或ハ親類ノ者ノ接近ヲ許シテ居リマス、随テサウ云フコトカラ申シマスルト、御趣旨ノヤウニ、此ノ補佐人モ亦サウ云フヤウナ教養ヲスルト云フ意味ニ於テ、十分ニ利用シ得ルノデハナイカト考ヘテ居リマス

○田村委員 第五十五條ニ「予防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得」斯ウナツテ居リマスガ、此ノ更新スルコトハ、結局轉向カ改悛ガハツキリスルマデハ、何処マデモ更新シテ予防拘禁ヲナシ得ルカドウカ、サウ云フ意味デ此ノ更新制度ヲ御執リニナツテ居ラレルノデアリマスカ

○太田政府委員 大體御問ヒノヤウナコトヲ考ヘテ居ルノデゴザイマス、唯此ノ予防拘禁ニ付シマス者ノ條件ト申シマスカ、犯罪ヲ犯スノ情顯著ナル者ニ限ツテ居ルノデゴザイマス、随テ更新ノ場合ニ於キマシテモ、……大體ニ於テ轉向ヲシテ居ルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、是ハ予防拘禁ヲ更新スベキデハナイノデア

リマス、寧ろ其ノ場合ニ備ヘテアリマス、保護觀察ニ付シテ、其ノ方面デ転向ノ促進ヲ図ルベキデアルト考ヘマス⁽⁵²⁾

昭和一六年二月一九日に開催された特別委員会でもこの類の質疑が続けられる中で、質疑終了の動議が提出された。動議は採択され、質疑が終了したことから、議長から「ソレデハ質疑ハ終了致シマシタ、是ヨリ治安維持法改正法律案ノ討論ニ入りマス」とされた。ここでも「本案ニ付キマシテハ既ニ審議ハ盡サレマシタ、凡ソ討論ノ帰趨モ分ツテ居リマスカラ、討論ヲ省略シテ直チニ採決セラレンコトヲ望ミマス」との動議が出され、「御異議アリマセヌカ」「御異議ナシト認メマス」として動議が採択されたことから、討論は省略され、直ちに採決に入った。採決では「総員起立」で可決され、「本案ハ原案ノ通り可決確定ヲ致シマシタ」とされた⁽⁵³⁾。そして、改正法律案は衆議院本会議に回付されることになった。

特別委員会の報告は昭和一六年二月二〇日に開催された衆議院本会議において委員長の一部英明議員からなされた⁽⁵⁴⁾。報告の内容は次のようなものであった。

本委員会ハ去ルー〇日委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒ、一二日ヨリ審議ニ入ツタノデアリマス、本委員会ノ議題トナツタ治安維持法改正法律案ハ、其ノ内容國體ニ関スル重要事デアリマスノミナラズ、現行法ニ其ノ全般ニ互ル重大ナル改正ヲ加ヘントスルモノデアリマス、啻ニ新ナル罰條ヲ設クルニ止マラズ、特別刑事手続及ビ予防拘禁ニ関スル規定ヲモ加ヘテ居ルノデアリマスカラ、本委員会ハ特ニ慎重審議ノ必要ヲ認メ、去ル一二日ヨリ一九日マデノ間、七回ニ互ツテ審議ヲ重ネマシタ、其ノ間秘密会ニ於テハ、内外地ノ思想情勢及ビ改正

ヲ必要トスル實際的事情等ヲ詳細ニ聴取致シマシタ、熱心ニシテ且ツ忌憚ナキ質問応答ヲ行ツタ上、本月一九日採決致シマシタ所、全員一致ヲ以テ政府原案ニ賛意ヲ表シタノデアリマス、本案ハ極メテ重要ナル法案デアリマシテ、一タビ之ニ触レマスト忽チ引括ラレルト云フ恐ロシイ法律デアリマスカラ、只今改正ノ要点ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス

(略)

本委員会ニ於キマシテハ、本案ノ内容ハ勿論、広ク各般ノ事項ニ付キ、熱心ナル討議ガ行ハレタノデアリマス、改正ノ必要性及ビ原案ノ内容ニ関シテハ、委員間ニ殆ド異論ヲ見ナカッタノデアリマスガ、最近ノ国内情勢殊ニ国民思想ノ現状ニ鑑ミ、之ヲ統ツテ極メテ活発ナル質疑応答ガ行ハレタノデアリマス、……此処ニハ其ノ中特ニ重要ナル応答ヲ御紹介スルニ止メタイト存ジマス、

先ヅ第一ニ、對「ソ」国交調整問題ト、共產主義運動取締ノ方針ニ関スル質問デアリマシタ、日「ソ」国交調整ニ悪影響アルヲ慮リ、共產主義運動取締ニ関スル当局ノ方針ガ緩和セラルルニアラズヤト、危惧ノ念ヲ抱ク者アルニ鑑ミマシテ、此ノ際政府ハ其ノ取締方針ヲ闡明シテ、斯カル危惧ヲ一層スベシト云フ委員ノ意見ニ応ジマシテ、政府ハ従来ノ方針ニ何等変更ヲ加フル意思ヲ有セズ、苟クモ治安維持法ニ抵触スル思想ニ對シテハ、断固タル処置ニ出ツル方針ヲ堅持スルモノナルコトヲ、力強ク言明致サレタノデアリマス

二二ハ、憲法ノ解釈問題ニ関シ、委員ヨリ最近ニ於ケル言論界ノ風潮トシテ、動モスレバ我が憲法ノ條章ヲ歪曲セントスル傾向ガアルヤニ見受ケラレ、殊ニ学者中ニハ、憲法ノ發展的解釈論ヲ唱へ、時流ニ阿諛スル説ヲナス者アルハ、寒心ニ堪ヘナイ所デアルガ、之ニ對スル政府ノ所信如何ト質シマシタルニ對シ、政府ハ憲法ヲ歪曲シテ自説ヲ主張スルガ如キハ断ジテ許容セズ、若シ左様ナ言説ヲナシ、学説ヲ唱ヘル者ノ意図スル所ガ、

我が国體ヲ変革シ、又ハ私有財産制度ヲ否認セントスルニ存スル場合ニ於テハ、本法ニ依リ嚴重取締ルベキコトヲ表明致サレタノデアリマス

次ニ委員猪野毛利栄君ヨリ 天皇機関説ハ、我が尊キ国體ノ本義ニ反スルコトノ明言ヲ要求セラレタルニ對シマシテ、司法、内務、文部各大臣、及び陸軍当局ヨリ、天皇機関説ガ我が国體ノ本義ニ反スルモノナリト、力強ク明答致サレタノデアリマス、仍テ従来政府ノ明答ヲ缺イテ居タ本問題ガ解決致シマシタルコトハ、國民トシテ洵ニ御同慶ニ堪ヘナイト存ズルノデアリマス（拍手）

次ハ二、三ノ委員ヨリ政體ノ變革ニ関スル処罰規定ヲ、此ノ改正案ニ設クベシトノ希望の意見ガ開陳セラレマシタ、政府ハ之ニ對シ、……政體ヲ變革セントスルガ如キハ多クノ場合国體變革、又ハ私有財産制度否認ノ目的ヲ達スル手段トシテ行ハレルモノナルヲ以テ、取締上支障ナカルベシト応答セラレ、委員モ大體政府ノ意見ニ贊同致サレタノデアリマス

次ニ問題トナリマシタノハ、私有財産制度ノ否認ノ意義如何、産業奉還、土地国有ヲ主張スルハ、私有財産制度ノ否認ニ該当スルヤ否ヤノ質問デアリマス、政府ハ此ノ質問ニ對シ、次ノ通り答弁セラレタノデアリマス、……私有財産制度ノ否認ハ、我が国家ノ組織ニ動揺ヲ及ボシ、我が国體ヲ變革スルニ至ル虞アルモノト言ハネバナラス、私有財産制度ハ、斯様ニ重要ナ基本の制度デアルカラ、憲法ハ之ヲ保護シテ居リ、本案ニ於テ之ヲ否認スル思想ヲ処罰スル所以モ、亦茲ニ存スルト申サレタノデアリマス（拍手）

次ニ産業奉還論、土地国有論ト言ツテモ、其ノ内容必ズシモ明確デハナイガ、若シ凡ユル資本ノ私有ヲ禁ゼントスル政治上ノ主張ノ下ニ、産業奉還又ハ土地国有ヲ主張スル場合ニ於テハ、私有財産制度ノ否認ニ該当スル、但シ土地ハ最モ重要ナル生産資本デアルカラ、其ノ公有ヲ主張スル場合ハ、凡ユル財貨ノ私有ヲ禁ズル主

張カラ出發スル場合ガ多カラウト考ヘルト云フノデアリマス

次ニ本案ニハ憲法中直接國體ニ関セザル條章ニ關スル規定ナキカ（ママ）如何トノ問ニ對シ、政府当局ハ憲法ノ條章否認ニ關スル行為ニ付テハ、他ニ刑法、新聞紙、出版等ニ關スル法規、治安警察ニ關スル法規ニ依ツテ處断セラルルノデアリマス、併シ若シ其ノ範圍ヲ逸脱シテ、國體ノ變革、又ハ私有財産制度否認ノ域ニ触レテ來レバ、直チニ本法ニ依ツテ處断スルノデリマス、要スルニ本法及ビ他ノ法規ニ依リ、治安維持ノ完璧ヲ期シタイト思ツテ居リマストノ趣旨ヲ御答ヘニナリマシタ

次ニ本委員會ニ於テ、大政翼賛會乃至其ノ構成員ノ思想的性格等ニ關シ、最モ活発ナル質疑ガ行ハレ、之ニ關連シテ教學刷新ノ急務ガ具體的ニ主張セラレタノデアリマス、……之ニ對シ、政府ハ、翼賛會ニ對スル疑惑ハ至急之ヲ一掃スル處置ヲ講ジ、翼賛會ノ健全ナル成長ニ努力シタイ、教學刷新ニ關シテハ、具體的ニ調整中デアルト応答セラレタノデアリマス

次ニ委員世耕弘一君ヨリ、本法ハ國體ノ變革、私有財産制度否認ニ關スル重要法案デアリマスカラ、実施ノ上ハ、政府ニ於テ極メテ嚴肅ニ取扱ハレタシトノ希望趣旨ヲ、委員長ハ委員會ヲ代表シテ述べラレタシトノ提議ガアリマシタ、仍テ委員長ハ政府当局ニ對シ、本法ハ國體ノ變革、私有財産制度否認ニ關スル所謂重要法案デアリマスカラ、本法実施ノ上ハ、極メテ嚴肅ニ適用セラレタシ、是ト同時ニ本法刑事手續ハ、普通刑事訴訟法ニ對スル特法トシテ、檢事ニ広汎ナル權限ヲ附与シテ居リマスカラ、檢事ガ之ヲ行フニ當リ、職權濫用等ノ弊ニ陥ラザルヤウ、嚴肅ノ態度ヲ以テ臨マレンコトヲ要望致シマシタ、之ニ對シ政府ハ、本法ハ重要ナル法案デアリマスカラ、実施ノ上ハ慎重ニ、且ツ嚴肅ナル態度ヲ以テ、又檢事ニ於テモ職務執行ニ際シ、他ヨリ非難ナキヤウ十分注意シテ行フヤウニ致シタイトノ旨趣（ママ）ヲ明確ニ答弁セラレマシタ

斯クシテ質疑終了セントスルニ当リ、委員泉國三郎君ヨリ、是ニテ質疑打切ノ動議出テ、更ニ同委員ヨリ討論ヲ省略シテ採決アランコトノ動議ガアリマシタ、何レモ別ニ異議ナク成立シマシタ、仍ツテ直チニ採決ニ入り、委員長ハ本案賛成ノ委員ノ起立ヲ求メマシタ、起立総員、全会一致ヲ以テ本案ハ可決セラレタノデアリマス

新治安維持法律案の審議に臨む衆議院の態度が単なる承認に止まるものでなかったことは、この委員長報告からも明らかであろう。政府原案を超えた取締りの一層の強化を政府に迫り、その旨の政府答弁を引き出そうと努めているからである。近衛内閣の「新体制運動」の牽制に法案の審議を利用しようという態度も看過し得ない。

委員長から「重要法案デアルカラ本法実施ノ上ハ極メテ嚴肅ニ適用」等と述べられているが、衆議院の法案審議が「嚴肅」に値するものであったとは到底思われぬ。国民の自由と権利を守るといふ視点はおよそ感じられない。

報告後、議長から「本案ノ第二讀会ヲ開クニ御異議アリマセヌカ」と諮られ、「異議ナシ」とされたことから、「御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀会ヲ開クニ決シマシタ」とされた。そして、ここでも「直チニ本案ノ第二讀会ヲ開キ、第三讀会ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス」との動議が出され、採用されたことから採決に移り、「異議なし」として、「第三讀会ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシ」と議長から報告された。取締りの対象を飛躍的に拡大し、予防拘禁制度も新設するなど、問題だらけの新治安維持法律案であったが、同法律案の衆議院本会議通過はこのようなものであった。衆議院はもはや議会の体をなしていなかった。新治安維持法の制定にあたっては衆議院も「共同正犯者」であった。

(12) 一八七九年一〇月二日―一九四五年一月二日。長崎県出身。陸軍士官学校、陸軍大学校を卒業後、欧州駐在等を経て、荒木貞夫陸軍大臣の下で一九三二年（昭和七年）に陸軍次官に就任し、真崎甚三郎らと並んで皇道派の重鎮となる。荒木、真鍋らの力が衰えると、台湾軍司令官に追いやられ、二・二六事件後は予備役に編入された。しかし、一九三七年（昭和十二年）の第二次上海事変を受けて編成された第一〇軍の司令官として現役に復帰し、南京戦等で戦果を挙げた。召集解除後は帰還し、一九三八年（昭和十三年）に設立された興亜院の初代総務長官に就任した。そして、一九四〇年（昭和十五年）、第二次近衛内閣で司法大臣を務め、第三次近衛内閣では國務大臣に転じた。一九四五年（昭和二十年）に病死した。

(13) 『第七十六回帝国議会衆議院議事速記録第十二回（昭和十六年二月八日）』一三五頁。

(14) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第一号（昭和十六年二月一〇日）』一頁。

(15) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和十六年二月二日）』一一六頁。

(16) ちなみに、二月一二日の特別委員会で、大田耐造政府委員（司法書記官）から、「昭和八年十月ノ熱海ノ事件、所謂熱海事件トシテ大量ノ檢挙ヲ致シマシタ、之ニ依リマシテ党ノ尖銳分子ヲ一挙大量的ニ檢挙出来マシタノト、其ノ前後カラ其ノ外郭団体ニ對シマシテ相当ナル彈圧ヲ加ヘマシタ、是ト相俟チマシテ非常ニ當時力ガ衰ヘタノデゴザイマス、是ガ取締ノ方面カラノ運動ニ及ボシタ影響デゴザイマスガ、一面ニ於キマシテ其ノ頃カラ佐野、鍋山ノ転向ガ発表セラレマシテ、……非常ニ其ノ陣營ニ衝動ヲ興ヘタノゴザイマス、是ガ又學生其ノ他ヲシテ、……一応其ノ陣營ニ赴クコトヲ避ケシメタ原因ニモナツテ居ルカト思ヒマス、更ニ進ンデ申上ゲマスト、満州事変以來澎湃トシテ起キマシタ國體明徴ノ思想、日本ガ或ル意味ニ於テ非常時デアアル、斯ウ云フ思想ガ瀾漫致シマスニ連レマシテ、是ガ又左翼ノ連中ノ減少ヲ來タスニ当リマシテ非常ニ大キナ力デアツタ、是ガ最モ根本ノ力デアツタカモ知レナイト、左様ニ吾々ハ觀察致シテ居リマス」（『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和

一六年二月二日』(二〇頁)と答弁されており、興味深い。

また、二月一四日の特別委員会でも、同政府委員から、「今日二於キマシテハ単ニ社会主義ヲ取締ルト云フヤウナ法律デハナイノデアリマシテ、苟クモ国體ニ對シテ不逞ナル変更ヲ加ヘヤウトスル者一切ニ對シテ、十分ニ之ヲ適用シテ、之ヲ檢挙シテ行クベキ任務ヲ持ツタ法律デアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス」(第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記)第四号(昭和一六年二月一四日)『三五頁』)と答弁されている。

(17) 一八九九年(明治三二年)六月一日—一九六四年(昭和三九年)一月二四日。岐阜県出身。内務省警保局、拓務省管理局勤務を経て、一九三七年(昭和十二年)の衆議院議員選挙に当選し、議員活動を開始した。一九四二年の衆議院議員選挙でも当選したが、一九四三年九月に言論、出版、集会、結社等臨時取締法違反で警視庁に逮捕される。戦後も衆議院議員選挙に立候補するが落選し、一九五五年の選挙で日本民主党から立候補し当選した。その後、当落を経た。

(18) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記)第二号(昭和一六年二月二日)』七頁。

(19) 一八七六年(明治九年)二月一日—一九五一年二月三〇日。愛媛県出身。東京専門学校(現在の早稲田大学)を卒業後、大阪で、次いで広島で弁護士事務所を開いた。広島では弁護士副会長や弁護士会長を務めた。広島市会議員、広島県会議員、県参事会員、県会副議長を歴任した後、一九二七年(昭和二年)の衆議院議員補欠選挙に立候補し当選した。当選回数は合計で五回を数えた。立憲民政党に属し、その間、第一次近衛内閣では司法参与官を務めた。戦後は広島市の復興審議会の委員長に就任したが、一九四七年に公職追放された。

(20) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記)第二号(昭和一六年二月二日)』七—八頁。

(21) 同一九頁。

(22) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記)第四号(昭和一六年二月一四日)』二三頁。

- (23) 昭和一六年二月二日の衆議院特別委員会における三田村武夫委員の発言（『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和一六年二月二日）』一二頁）。
- (24) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和一六年二月二日）』八頁。
- (25) 同一四頁。
- (26) 同一五頁。
- (27) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第五号（昭和一六年二月五日）』四二—四三頁。
- (28) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和一六年二月二日）』一三頁。
- (29) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第六号（昭和一六年二月七日）』六一—六八頁。
- (30) 一八八六年（明治一九年）一月—一九五二年（昭和二十七年）一〇月一日。福井県出身。日本大学法律科を卒業後、中学校教諭、新聞記者を経て、日本浪人社を設立し、雑誌『日本浪人』を主宰する。その後、政友会に入会し、司法大臣秘書官、内務大臣秘書官を経た後、一九二四年（大正十三年）の衆議院議員選挙に無所属で立候補し、初当選した。四年後の総選挙では政友会から立候補したが落選し、一九三〇年（昭和五年）の総選挙で再び当選した。以後、連続五回当選した。その間、広田広毅内閣では外務政務次官を務め、外務省委員にも就任した。一九三九年（昭和十四年）の政友会分裂に際しては鳩山一郎らとともに「正当派」に属した。政党解消後は翼賛議員同盟に合流し、一九四二年（昭和一七年）の総選挙では翼賛政治体制協議会の推薦候補として当選し、当選後は翼賛政治会・大日本政治会（日政会）に属した。戦後は旧日政会系の日本進歩党の結党に参加したが、一九四六年（昭和二十一年）に公職追放を受けた。
- (31) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第六号（昭和一六年二月七日）』六二—

六四頁。

(32) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第二号(昭和一六年二月二日)』一六一—一八頁。

(33) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第六号(昭和一六年二月一七日)』五七頁。

(34) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第四号(昭和一六年二月四日)』二三頁。

(35) 同二七頁。

(36) 同三二頁。

(37) 同三一—三三頁。

(38) 一八九三年(明治二六年)三月三〇日—一九六五年(昭和四〇年)四月二七日。和歌山県出身。苦学して日本大
学法学部に入学し、海外研究員としてベルリン大学に留学した。帰国後は日本大学教授、大阪専門学校校長および大
阪理工科大学長を経て、大阪専門学校と大阪理工科大学が合併して誕生した近畿大学の初代総長及び理事長に就任し
た。一九三二年の衆議院議員選挙に故郷の和歌山県から立候補し、当選した。その後、二三年間にわたって衆議院議
員を務め、立憲政友会に所属した。戦後は自由党の結成に参加し、第二次岸内閣で経済企画庁長官を務めた。

(39) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第五号(昭和一六年二月一五日)』四八—
四九頁。

(40) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第六号(昭和一六年二月一七日)』五四—
五五頁。

(41) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第四号(昭和一六年二月四日)』三三—
三四年。

(42) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録(速記) 第二号(昭和一六年二月二日)』一二頁。

- (43) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第四号（昭和一六年二月一四日）』三五—三六頁。
- (44) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和一六年二月二日）』九頁。
- (45) 同九—一〇頁。
- (46) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第四号（昭和一六年二月一四日）』三〇—三二頁。
- (47) 同二七頁。
- (48) 同二九—三〇頁。
- (49) 同三〇頁。
- (50) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第二号（昭和一六年二月二日）』一一頁。
- (51) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第四号（昭和一六年二月一四日）』二七—二八頁。
- (52) 同二八頁。
- (53) 『第七十六回帝国議会衆議院治安維持法改正法律案委員会議録（速記）第八号（昭和一六年二月一九日）』九八頁。
- (54) 『官報号外 第七十六回帝国議会衆議院議事速記録第十六回（昭和一六年二月二〇日）』二三七—三三九頁。

3 貴族院での審議

衆議院での可決を受けて、改正法律案は貴族院に送られた。一九四六年（昭和一六年）二月二日に開催の貴族院本会議で議題とされた。同二月二日の本会議では治安維持法改正法律案について第一読会が開かれ、衆議

院本会議と同様に、冒頭で柳川平助国務大臣（司法大臣）から法案提出の理由説明⁵⁵⁾が行われた。

理由説明後、「只今日程ニ上リマシタ治安維持法改正法律案（ヲ審議スル特別委員会―引用者）ハ、十八名ノ委員トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス」との発言が子爵・戸澤正己議員からあり、「異議ナシノ声アリ」の結果、議長から「書記官ヲシテ委員ノ氏名ヲ朗読致サセマス」として、委員の朗読が行われた。ここでも山岡萬之助が委員に指名された。元枢密院書記官の村上恭一、元警視庁総監・関東局総長・満州国総務庁長の長岡隆一郎、元法制局長官・内閣書記官長の次田大三郎等の官僚出身者とならんで、織田萬（京都帝国大学名誉教授・行政法など）も委員に選ばれた。委員長には伯爵・児玉秀雄、副委員長には男爵・渡邊修二が就任した。⁵⁶⁾

翌二二日に開催された貴族院の治安維持法改正法律案特別委員会では、冒頭で柳川司法大臣から法案提出の理由説明が行われた。⁵⁷⁾ これを受けて質疑が同二日、二四日、二五日、二六日、二八日と繰り返された。

これらの質疑の中で注目されるのは、二四日の委員会において秋山要政府委員（司法省刑事局長）から「最近ノ思想運動情勢ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス」として、次のように説明されている点である。⁵⁸⁾

（略）ソレデハ先ヅ所謂三・一五事件及四・一六事件ノ概要ニ付テ申上ゲマス、……同年（昭和三年）引用者）三月一五早暁ヲ期シテ、一道三府二十七県ニ互ツテ一斉検挙ガ断行セラレマシタガ、之ガ世ニ言フ所謂三・一五事件デアリマシテ、検挙セラレタ者ノ数ハ凡ソ三千名、其ノ内治安維持法違反トシテ起訴セラレタ者ハ四百八十四名ノ多キニ達シマシタ、此ノ大検挙ニ依リマシテ、党ノ組織ハ壊滅ニ瀕シ、一時其ノ活動ヲ中止スルニ至ツタデアリマス、……昭和四年三月ニハ地方ニ於ケル黨員ノ数ダケデモ百餘名ノ多キニ達シタノデ

アリマス、中央事務局ハ東京ニ地方委員会ヲ設ケ、大阪、神戸、其ノ他各地ニ党細胞又ハ其ノ準備会ヲ設ケルナド、順次組織ヲ整備スルト共ニ、昭和四年三月行ハレマシタ東京市会議員選挙ニ際シテハ、「革命的労働者ヲ市会ニ送レ」ト云フガ如キ矯激ナル「ビラ」、「ポスター」ナドヲ、選挙闘争同盟東京中央委員会ノ署名ヲ以テマシテ(ママ)全市ニ頒布シ、解放運動、犠牲者救援会ノ左傾化ヲ図リ、日本労働組合全国協議会ヲ結成スル等、其ノ活動ガ漸ク全国的トナリマシテ、且表面化スルニ至リマシタノデ、昭和四年四月一六日、一道三府二十四県ニ互リ一斉検挙ガ断行セラレタノデアリマス、之ガ所謂四・一六事件デアリマスガ、当日検挙シタ者ハ約七百名ニ達シ、其ノ後モ検挙ヲ続行シ、……党首脳部ハ殆ド全部検挙セラレ、之ニ依ツテ日本共産党ハ全面的ニ崩壊ノ運命ヲ辿ルニ至ツタノデアリマス

それでは、日本人として初めて常設国際司法裁判所判事に当選し、同司法裁判所での真摯な取り組みなどが評価されて貴族院議員に勅選された織田委員の質問はどのようなものだったのでしょうか。それは次のようなものであった。⁽⁵⁹⁾

今日ノ国防国家ヲ築上ゲテ行クニハ、技術家ト云フモノノ必要ガ起ルコトハ、是ハ私ガ言フ迄モナイコトデアリマス、多数ノ技術者ヲ出サナケレバ、日本ガ殊ニ大陸ニ進出シテ行クト云フコトニ付テハ、非常ニ是ガ必要デアルガ、今ノヤウナヤリ方デハ到底其ノ需要ニ応ズルコトハ出来ヌダラウ、ダカラ総テノ分科大学ト云フヤウナモノハ、皆高等専門学校程度ニ引下ゲテ、更ニ此ノ高等専門学校ヲ国家ガ許スダケ殖シテ、中学校卒業生ハ皆ソレニ入り得ルト云フヤウナコトニサレル、又中等程度ノ実業専門学校ヲモ十分ニ奨励シテヤラナケレ

バナラスト思ヒマス、……思想問題カラ最モ危険ナノハ私ハ高等学校デアラウト思フ、専門学校ニ向イタ方デハ割合思想問題ニ引ツ掛ル学生ト云フノハ少イ、……高等学校デドウモ思想ガ悪化スルト云フヤウナコトハ、是ハ寧ロ学校其ノモノガサウ云フ危険ニ曝サレテ居ルト私ハ思フノデアリマス、デスカラサウ云フモノヲ除ツテ(ママ)シマツテ、中学校卒業カラ直グニ専門学校ニ入レル、……サウシテ専門ノ技術ヲ学ブト云フコトニナツテ、始メテ茲ニ人間モ出来、又高度国防国家ヲ作ツテ行クニ必要ナ技術家ト云フモノガ出来ルコトニナリハセヌカト私ハ豫テカラ思ツテ居ルノデゴザイマスガ……

京都帝国大学法科大学の教授として長年行政法学を講義した織田の意見とはこういうものであった。大学、高等学校解体論が弃ぜられている。織田が勅選議員に選ばれた理由も明らかであろう。

二八日の委員会では質疑が終了後、討論に移ったが、その冒頭、次田大三郎委員から、第十条「私有財産制度ヲ否認」という文字の下に「シ又ハ憲法ニ定ムル統治機構ノ機能ヲ不法ニ変壞」という文字を挿入し、第一条に「前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」という一項を加えるという修正が提案された。三名の賛成者があつたことから、修正案の趣旨説明が次田委員から行われることになつた。趣旨説明は次のようなものであつた。

今度政府ノ提案ニナリマシタ治安維持法改正法律案ハ、曾テ昭和九年第六十議會ニ提出セラレマシタ治安維持法改正法律案ト略々同一ノ内容ヲ有スルモノデアリマス、……私ガ只今原案ノ第十條、第十一條ニ付テ修正意見ヲ提出致シマシタノハ、一口ニ申セバ其ノ際ノ貴族院ノ院議ヲ尊重スルト云フコトニ盡キルノデアリマス、

……今日ハ其ノ当時ニ較ベマシテ斯カル修正ヲ加ヘルコトハ、之ヲ具体的ニ申シマスレバ政體ノ変革ヲ企ツルモノヲ取締リ、私有財産制度否認ヲ目的トシテ之ヲ宣伝スル者ヲ取締ルト云フコトノ必要ハ、昭和九年当時ニ比シテ少シモ減ジテ居ラナイノミナラズ、更ニ其ノ必要ガ益々加ハツテ来タト云フコトヲ痛感致シマスルノデ、ドウシテモ昭和九年、六十五議會ニ於テ貴族院ガ加ヘタト少クモ同様ノ修正ヲ本案ニ向ツテ加ヘザルヲ得ナイト云フコトヲ考ヘマシテ、此ノ修正案ヲ提出致シマシタノデアリマス⁽⁶⁰⁾

しかし、柳川国務大臣（司法大臣）の態度は「慎重研究ノ上、近キ将来ニ於テ、立法ノ手續ヲ執ルコトニ致シタイト存ジマス」というもので、採決の結果、修正案は賛成少数で否決された。⁽⁶¹⁾

その後、子爵・岡部長景委員から、「私ハ治安維持法改正法律案ノ政府提出ノ原案ニ賛成ヲスル者デアリマス」と断つた上で、希望決議案が提案された。⁽⁶²⁾ 決議案の内容は次のようなものであった。

思想犯罪ハ近年其ノ数激増シ罪質悪辣ナルノミナラズ其ノ行動計画的ニシテ往々戦慄スベキモノアリ、洵ニ深憂ニ堪ヘズ、政府ハ速カニ各省ニ互ル思想問題ニ関シ徹底的統合ヲ図リ斯ノ種思想ノ因ツテ生ズル所ヲ究メ未然ニ之ヲ防止スルノ途ヲ講ズルト同時ニ教学ヲ根本ヨリ刷新シ以テ思想犯罪ノ絶滅ヲ期スベシ

治安維持法の改正だけではなく、「教学の刷新」を併せて図ることの緊急性が衆議院と同様、ここでも強調されている。その意味するところが国による大学等における教育・研究の一層の管理強化その他に存することは改めて詳述するまでもなからう。取締対象を当局が質的にも量的にも拡大した結果、「思想犯罪」の数が激増した、

すなわち、当局が作りだした「激増」だというような認識は微塵もうかがえない。

討論では、男爵・伊江朝助委員による原案賛成の発言の外、山岡萬之助委員および男爵・井田磐楠委員から原案賛成の意見が詳細に開陳された。そのうち、山岡の意見は次のようなものであった。⁽⁶³⁾

政府当局ノ努力ニ依リマシテ、共產主義ノ犯罪ハ餘程減少シテ參ツタノデアリマスルガ、最近社会事情ノ変化ハ、昨年ニ至ツテ此ノ種ノ犯罪ガ急ニ増加シタト云フヤウナコトデアリマスルノデ、其ノ源泉ハ未ダ絶ヘテ居ラナイ、所謂潜在的ニナカナカ根ヲ張ツツテ居ル、斯ウ云フコトハ之ヲ深く考ヘテ検挙、撲滅ニ對サナケレバナラスト思フノデアリマス、ソコデ此ノ法案ハ政府ニ對スル、非常ニ強イ権能ヲ有ツテ居ルノデアリマスルカラ、之ヲ厳正、而シテ慎重ニ施行セラレムコトヲ望ムノデアリマス

山岡でさえも慎重な法施行を望むほど、新治安維持法案は政府に強すぎる程の強い権能を付与していたのである。

採決の結果、同法案は挙手者多数で可決され、成立した。希望決議案も全会一致で可決された。希望決議に對する平沼大臣の所見は次のようなものであった。⁽⁶⁴⁾

御決議ノ趣旨ハ、政府ニ於キマシテモ全ク感ヲ同ジウ致スノデアリマス、今日思想犯罪ノ防遏ニ付キマシテハ、第一ニ教学ノ刷新ヲ講ズルト云フコトハ最モ大切ナコトデゴザイマシテ、学校教育、社会教育、家庭教育ニ付キマシテ深く意ヲ用ヒナケレバナラスト存ジマス、又之ガ取締リノ方面ニ於キマシテモ、一層之ヲ周到ニ

致シマシテ、違算ナキコトヲ期スベキハ当然デアルト考ヘマス

特別委員会での可決を受けて、昭和一六年三月一日に開催された貴族院本会議で、特別委員会委員長の伯爵・児玉秀雄から委員会報告が行われた。委員会の経過および結果についての報告は次のようなものであった。⁽⁶⁵⁾ 同報告では希望決議の紹介も行われた。

本委員会ハ、本案ガ我が国體ニ関シマスル重要ナル事項デアリマスルノデ、縷々秘密会ヲ開キ、或ハ速記ヲ止メテ、慎重ニ審議ヲ重ネタノデアリマス、本法案ハ、現行治安維持法ノ全部改正デアアルノデアリマス、……従ヒマシテ質疑ノ要點ハ、国體及政體ニ関スル事項竝ニ思想問題ノ根本解決ニ集中シタルノ觀ガアルノデアリマス、……

次ニ予防拘禁ニ関シマシテハ、……内乱罪等ニモ之ヲ及スノ必要ガアルデハナイカ、不定期刑ヲ科スルナラバ其ノ目的ヲ達スルノデハナイカト云フ意見ニ對シマシテ、政府ハ、人身ヲ拘禁スル重大ナル制度デアルカラ、裁判所ニ於テ之ヲ行フノヲ適當トスルノデアアル、不定期刑ヲ以テシテハ、現ニ入獄セル者ニシテ將ニ出獄セムトスル場合ニ之ヲ適用スルコト能ハザルヲ以テ、實際上今日ノ間ニ合ハナイコトニナルノデアアル、非転向確信犯人ハ、入獄中ニ於テサヘモ犯行ヲ計画スル状態デアルガ故ニ、之ニ對シテ直チニ予防拘禁ヲナスノ必要ガアルノデアアル、思想犯ハ確信犯デアルガ故ニ之ヲ適用スルノデアアツテ、他ノ内乱罪ノ如キ犯罪ニ適用スベキモノデハナイト説明サレタノデアリマス、……

次ニ思想犯問題ヲ解決スルニハ、舊ニ法律ノミヲ以テ之ヲ匡正スルコトハ到底困難デアアル、其ノ根本原因ヲ

深く研究シテ、教学ノ刷新、信仰心ノ向上等ニ力ヲ致スコトガ必要ナル、文部当局者ノ意見如何ト云フ質問ヲセラレタノニ對シマシテ、政府ハ、教育ノ根本義ハ国體ノ本義ヲ徹底セシムルノニアル、満州事変以來、學生ノ思想ハ幾分純化シツ、アルガ、未ダ其ノ理想ヲ十分ニ徹底スルニ至ラザルヲ遺憾トスルノデアル、……其ノ人格ニ於テハ飽ク迄モ日本人タルノ信念ヲ失ツテハナラヌノデアル、宗教情操ノ缺如ハ教化上一大缺点デアルカラ、大イニ努メナケラバナラヌト云フ意見デアリマシタ、

(略)

討論ニ入りマシテカラ、一委員ヨリ次ノ如キ修正意見ガ提案セラレ、……修正案ハ少数デ否決セラレタノデアリマス、次イデ原案ニ付キマシテ、次ノ如キ賛成意見ガ述べラレタノデアリマス、……斯クシテ討論ハ終結セラレマシテ、採決ニ移ツタノデアリマス、……原案ヲ可トスル者多数、原案ハ可決セララタノデアリマス、次デ希望決議ノ採決ヲ致シマシタル處、全員一致可決ヲ見タノデアリマス

このような委員長報告を受けて、貴族院本会議は同改正法律案の採決に入った。採決の結果、起立者多数で、本案の第二読会を開くことが決定された。直ちに第二読会が開催され、議長から「本件全部、委員長報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ」が諮られた。「異議ナシ」と呼ぶ者があり、「御異議ナシト認メマス」とされた。「直ニ本案ノ第三讀会ヲ開カレムコトヲ希望致シマス」の動議が出され、「異議ナシ」と呼ぶ者があり、「御異議ナシト認メマス」とされた。直ちに第三読会が開催され、議長から「本件全部、第二讀会ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ」が諮られ、「異議ナシ」と呼ぶ者があり、「御異議ナシト認メマス」とされた結果、新治安維持法は可決・成立した。⁽⁶⁶⁾

新治安維持法は一九四一年（昭和一六年）三月一〇日に法律第五四号として公布された。その三日前の三月七日には、国家機密を外国へ漏洩する行為と、国家機密を流布する行為に対して最高で死刑を科す国防保安法も公布されていた。

- (55) 『第七十六回帝国議会貴族院議事速記録第十七回（昭和一六年二月二一日）』一八八―一八九頁。
- (56) 同一八九頁。
- (57) 『第七十六回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第一号（昭和一六年二月二二日）』一―四頁。
- (58) 『第七十六回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第二号（昭和一六年二月二四日）』一―三頁。
- (59) 『第七十六回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第二号（昭和一六年二月二五日）』一―三五頁。
- (60) 『第七十六回帝国議会貴族院治安維持法改正法律案特別委員会議事速記録第五号（昭和一六年二月二八日）』二五―二六頁。
- (61) 同二六頁。
- (62) 同二六―二八頁。
- (63) 同二八―二九頁。
- (64) 同三〇頁。
- (65) 『第七十六回帝国議会貴族院議事速記録第二十二回（昭和一六年三月一日）』三〇―三三頁。
- (66) 同三三頁。

4 改悪の内容

新治安維持法による罰則の強化の内容は多岐にわたる。

その第一は、一九三四年の改正法律案及び三五年の改正法律案と同様に「国体変革」を目的とする犯罪と「私有財産制度否認」を目的とする犯罪とを完全に分離し、各別個の条文とした上で、「国体変革」目的結社組織罪等と同知情加入罪等の自由刑の下限を五年以下及び二年以下から七年以下および三年以下に引き上げたことである。⁶⁷⁾

第二は、三四年の改正法律案等と同様に「国体変革」目的支援結社組織罪等および同知情加入罪等を規定した上で、前者について死刑を科すこととしたことである。⁶⁸⁾

第三は、三四年の改正法律案等にはなかった点であるが、日本共産党の再建を試みる動きはもはやほとんどなかったにもかかわらず、「国体変革」目的結社の「組織ヲ準備スルコトヲ目的」とする結社、いわゆる「準備結社」に関する処罰規定も新設した点である。たとえ党再建を当面の目標とするものではなかったとしても、集会・宣伝・啓蒙等の方法で共産主義者を養成し、結集して党再建の機運を醸成しながら、党再建に備えるという、いわば「党再建の事前準備行為」でさえも鎮圧しようとしたのである。この「国体変革」目的準備結社組織罪等についても死刑を科すこととされた。⁶⁹⁾

第四は、これも三四年の改正法律案等にはなかった点であるが、「結社」とはいえない「集団」を規制する規定が新設された点である。第四条の「前三條ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前三條ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前三條ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス」という規定がそれである。「国体変革」目的結社を有効に取締

るためには、「結社」の形態よりも緩やかで規模も小さい「集団」をも叩きつぶしてしまわなければならないという発想に基づくものであった。この「集団」規制は「集団ノ結成」等や「集団ヘノ参加」等のほか、「集団ノ目的遂行ノ為ニスル行為」の規制や、「集団ノ目的タル事項ノ実行」に関する「協議」、「煽動」、「宣伝」等の規制にも及んだ。自らが参加する研究会を宣伝することも、当局の意思次第では治安維持法違反に構成され得ることになった。「国体変革」を目的とする活動は、直接の目的であろうと間接の目的であろうと究極の目的であろうと、また、「結社」形態をとろうと「集団」によるものであろうと「個人活動」レベルのものであろうとも、その如何を問わず一切認められないというのが当局の考え方であった。⁷⁰⁾

この新治安維持法の下では、「外郭団体」の取締りに猛威を奮った「目的遂行罪」の意義もさらに拡張されることになった。当局によって「支援結社」、「準備結社」あるいは「支援集団」ないし「準備集団」等と認定された「結社」「集団」の活動のために行う「目的遂行行為」も、「国体変革」目的と究極的につながる以上はこの「目的遂行罪」で処罰されることになるからである。ここに至ると、治安維持法違反になるかどうかは当局の意思次第だといっても過言ではなかった。

罰則強化の第五は、宗教弾圧に関わる規定を新設したことである。「国體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス」という規定がそれである。三四年の改正法律案等にはみられなかったところで、太平洋戦争下の治安維持法という性格が顕著となった。ここでは「国体変革」概念ではなく「国体否定」概念が用いられている。当局によれば、「国体変革」概念と「国体否定」概念の関係が次のように説明された。

否定トハ事物ノ本体ヲ観念的ニ抹殺スルヲ謂フ、変革ガ事物ノ本体ニ對シ具體的ニ積極的ニ変更ヲ加ヘントスルガ如キ能動的内容ヲ有スルニ對シ否定ハ単ニ之ヲ観念的消極的ニ認メザル靜的行爲ヲ内容トス、從ツテ國體ノ否定トハ主權ノ所在ヲ観念的ニ抹殺シテ認メザルヲ謂フ、國體變革思想ハ國體否定思想ヲ前提トシ進ンデ之ヲ破壊セントスル思想ナルヲ以テ國體否定思想ハ常ニ國體變革思想ニシテ國體變革思想ヲ含ンデ更ニ広キ觀念ナリ。

無理を承知で「國體變革」概念を拡大解釈して「類似宗教」を治安維持法で取り締つてきた「反省」から得られた教訓が、この「國體否定」概念であつた。治安維持法の拡大につぐ拡大に邁進した結果、極めて抽象的・広義的・包括的な「國體變革」概念でさえも当てはめるのが難しいような事態に直面して当局が採用したのが、「國體變革」概念よりも更に抽象的・広義的・包括的な「國體否認」概念の採用であつた。権力者自らが「法治主義」の原則を踏みこじるものといわざるを得ない。当局が目ぼしをつけた当該宗教団体の組織者・指導者は無期懲役又は懲役四年以上の嚴刑を覚悟しなければならず、同宗教団体の単なる加入者や「団体ノ」目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者」でさえも一年以上の有期懲役という重罰を甘受する危険を負担しなければならなかつた。

新治安維持法は、この宗教弾圧を「結社」とはいえない「集団」にも及ぼすことも忘れなかつた。「前條ノ目的（國體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルト云フ目的―引用者）ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前條ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ關シ前條ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス」という規定も新設された。

これにより「集団」による宗教活動も大手を振って規制することが可能となった。⁽⁷³⁾

これらの罰則強化にも増して重要なのは、特別刑事手続の導入であった。すなわち、検事(思想検事)に対し相当に広範な強制捜査権を付与したこと。治安維持法違反事件の刑事手続においては、弁護士は「司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士」の中からしか選任し得ないとされたこと。裁判管轄の移転請求をなし得る場合を拡張し、治安維持法違反事件の審理を特定の裁判所に置かれる思想取締り専門の裁判部に集中させやすいようにしたこと。迅速な有罪判決を確保するために、通常の刑事裁判と異なり、三審制を廃止して、第一審判決に対する控訴を認めず、上告のみを許すことにしたこと。これらの改正がそれである。

—その後の刑事手続の展開に鑑みた場合、これらの改正の中でも重要なのは、検事に対し広範な強制捜査権を付与したことである。検事等に強制捜査権が認められていないから人権蹂躪問題が起きるのであって、強制捜査権を認めれば人権蹂躪問題は解決する。このような強引な論法によって導入が強行された。しかし、それは、これまで帝国議会や裁判所などによって「違法な人権蹂躪」とされたその実態を変更することなく、ただ包装紙を違法から合法に変えるだけに過ぎないものであった。合法という包装紙のもとで人権蹂躪問題は相変わらず続発した。ただ、さすがの当局といえどもこれには遠慮があった。検事等の強制捜査権をもって通常の刑事手続でも認められるべきものだともまて広言することは憚れた。あくまでも思想犯に特有の特別な例外的な刑事手続だとしてその正当化が図られた。この遠慮が取り払われ、通常の刑事手続においても認められるべき原則だとされるようになったのは、奇妙なことに、人権蹂躪の防止という観点から刑事手続について詳細な規定を置いた日本国憲法のもとにおいてのことであった。「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置法」(昭和二十二年法律第七六号)、あるいはその後の新刑事訴訟法(昭和二十三年七月一〇日法律第一三一号)によると、この「特別」という性格が

落とされて、通常の刑事手続において当然に認められるべきところの捜査手続として堂々と規定されることになった。強制捜査権を認めたことに付随して、検面調書等に証拠能力を付与することも、特別の刑事手続における例外的な措置ではなく、通常の刑事手続における証拠法則だとされた。その意味では、新治安維持法が新設した特別刑事手続というのは、戦後刑事手続にとっていわば「生みの親」ともいうべきものであった。

もともと、さすがに戦後の刑事手続においては、治安維持法のそのような「二審制」は採用されていない。しかし、治安維持法の特別刑事手続にみられるような「迅速裁判」の要請は、戦後の刑事手続において最高裁判所が一貫して最重視している課題であることに留意しなければならない。「迅速裁判」の要請は裁判員裁判において一つの到達点に達したが、その意味では、治安維持法の特別刑事手続と裁判員裁判の刑事手続とは底流において軌を一にするものがある。この近似性は、治安維持法が規定した弁護人の弁護活動の制限に関しても同様である。戦後の刑事手続においても、最高裁判所は「アメとムチ」の司法政策等によって弁護人の弁護活動を「必罰主義」および「迅速裁判」の枠内に封じ込めようとする営みを一貫して追求してきたからである。この営みの「行きつく先の一つが、新治安維持法の規定する「国指定弁護士からの弁護人の選任」であることを看過してはならない。法テラスへの登録制度はこれを彷彿させる。

かねてよりの念願であった予防拘禁の制度が導入されたことも特筆されなければならない。当局は欧米で導入された保安処分制度との同一性ないし近似性を強調したが、この予防拘禁制度は明らかに特殊日本的な制度であった。予防拘禁の導入が試みられたのは三四年の改正法律案においてであった。この時期、当局が憂慮したのは三・一五事件、四・一六事件の受刑者のうち刑期満了で出獄してくる者にどう対処するかということであった。これら出獄者が獄中で「改悔」し、「転向」済みなら問題は無いが、「非転向」のまま釈放された者の再犯を

どう防止するかということであった。そこで考案されたのが予防拘禁という制度であった。「非転向者」は刑期を満了しても、「再犯」のおそれがあるとして拘禁を続けるという方式がこれであった。しかし、これには三四年法律案を審議した議會、とりわけ貴族院で強い反対論が表明された。貴族院では予防拘禁の諸規定を全部削除する修正動議が可決された。しかし、既に詳しくみたように、新治安維持法案を審議した第七六議會では予防拘禁制度の導入に反対論はまったくみられなかった。時代は暗転したのであった。

新治安維持法では、三四年法律案に比べて予防拘禁の対象者の拡大が図られた。第三十九条第二項により、「第一章二掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リタル者又ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居ル場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章二掲グル罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ亦前項ニ同ジ」とされた。すなわち、「刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リタル者又ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者」であっても、思想犯保護觀察法の保護觀察では十分に再犯の危険を防止することが困難であると認められたときには、この者も予防拘禁できることとされた。これにより、既に釈放されてしまっている者であっても、「転向」の仕方が不十分であると当局によって認められた場合には、現実の犯罪行為がなくても、もう一度身体を拘束することが可能となった。⁽⁷⁴⁾

この予防拘禁所として東京予防拘禁所が東京・中野の豊多摩刑務所の中に開設された。拘禁所からの逃走を防止するための処罰規定も治安維持法の中に用意された。法第六一条は「予防拘禁所若ハ監獄ニ収容セラレタル者又ハ勾引状若ハ逮捕状ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス」と規定し、また、法六二条は「収容設備若ハ械具ヲ損壞シ、暴行若ハ脅迫ヲ為シ又ハ二人以上通謀シテ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス」と規定したからである。これらの未遂罪も法六三条で処罰された。予防拘禁におい

ては自由刑の執行の場合以上に隔離目的が重視された訳である。予防拘禁の期間は一応「二年」とされたが、これには例外が認められていた。治安維持法第五十五条第一項は「特に必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得」と規定していた。原則と例外の逆転現象が起ることは必定であつた。⁽⁷⁶⁾終身の予防拘禁も可能であつた。

予防拘禁制度は手続的にも日本的な特徴があつた。検事（思想検事）の請求に基づいて裁判所は本人の陳述を聴いて予防拘禁の可否を決定することとされたが、この決定手続は、臣民の自由剥奪に関わる重大なものであるにもかかわらず、判決手続によらずに行うこととされた。諸外国では保安処分決定は判決手続によることとされてきたが、予防拘禁の決定は略式で簡便に行うこととされた。公判廷での審理も不要とされた。弁護士の関与も認められなかつた。その反面、「家」がらみで「改悛」（＝「転向」）を引き出すために、「本人ノ属スル家ノ戸主、配偶者又ハ四親等内ノ血族若ク三親等内ノ姻族」が補佐人となることが定められた。補佐人は被拘禁者の利益を擁護するというよりは当局に協力して「改悛」を促すことという役割を果たすことが強いられた。

奥平によれば、「当局は、この（予防拘禁という―引用者）とんでもない制度を、西欧のふつう犯罪の常習者に向けられた保安処分（この当否自体に議論が分かれていたが）と同一視し、その正当性につき毫も疑いをほさなかつた。」⁽⁷⁷⁾とされる。しかし、より正しくは、単に再犯を防止するだけの西欧の保安処分に對して、日本のそれは積極的に「善を施す」ものだととして、その優越性が誇示されたというべきであらう。

(67) 前掲『治安維持法小史』二四三頁によれば、「この期におよんで、『国体』を押し出して威嚇的な効果をねらう態度は、毫も弱っていない。司法官僚の権威主義と頭腦の硬直さは、むしろ一段と強化されつつあつたというほかない」とされる。

(68) 同『治安維持法小史』二四三頁によれば、「三〇年代前半には、『目的遂行ノ為ニスル行為』の処罰規定で、外郭団体の関係者を取締つて来た。そして、その結果、少しでも日本共産党の息のかかった―と当局がみるところの組織は、片端からつぶされ、当局の目的は十分に達成されたのであった。けれども当局は、ここでたづなをゆるめる気はなく、……三〇年代前半のアイデアに固執した。いや、五、六年前のアイデアに固執したばかりでない。それを……発展強化させたのであった。……『国体変革』結社に死刑をもつてくるだけではあきたらないとしたのであろう、外郭団体の組織罪にも、死刑をもつてきた。」とされる。

(69) 同『治安維持法小史』二四四頁によれば、「いろいろな『組織』や『結社』やらが重複して、話がややこしくなったので、当局はややこしくなる程度（ママ）に、『何でも禁止』の線を打ち出したのである。こうして要するに、『国体変革』結社の取締りを効果あらしめるために、これに多少とも関連する恐れのある組織を、事前に、予備的に、鎮圧する措置を講じた。」と評される。

(70) 同『治安維持法小史』二四五頁によれば、「この規定は、諸個人の純粋に個人的な結合関係による諸活動（研究会・読書会）を更にいっそう確実に、深部にわたって圧制するためのものにはかならなかった。なぜなら、すでに『結社』取締り規定しかない段階でさえ、当局は遠慮会釈なしに、グループ活動を圧殺してきたのだから。」とされる。

(71) 『昭和十六年改正治安維持法説明（案）』四九頁。

(72) 前掲『治安維持法小史』二四八頁によれば、「ここで、『国体』という魔物のことは、とやかくいうまい。それにしても、『否定』すなわち『承認しないこと』が、罪だというのだから、恐ろしいではないか。私のいいたいことは、このような文言を臆面もなく、天下の法律のなかに取り入れることによって、権力自身ますます歯止めを『否定』する姿勢を明らかにしたということである。」とされる。

(73) 同『治安維持法小史』二四八頁によれば、このような罰則強化をもって、「新規定は、当局の過去の法実践を正當化するが、そればかりではない。これにより『国体変革』の拡張解釈を以てしても、どうしても取締り得なかつた、

もろもろの面白くない活動を、こんごは、泣く子も黙る治安維持法違反として規制することができるようになったのである。」とされる。

(74) 同『治安維持法小史』二五三頁によれば、「この規定で娼婆から予防拘禁所に連れ戻された者が、存外に少なくないのは、注目に値する。」とされる。

(75) 『刑政』五四巻七号(第六三二号)(予防拘禁特輯号)(昭和一六年七月一日)二頁以下に寄せられた正木亮「予防拘禁所経営論」によれば、司法官僚はこの拘禁所をもって「修養道場」とか「精神入替所」と呼んだとされる。なお、同予防拘禁特輯号には「改正治安維持法に関する文献」が紹介されている。

(76) 前掲『治安維持法小史』二五六頁によれば、「裁判所はいとも簡単にこの(期間更新の―引用者)決定をおこなつたとみられるふしがある。たとえば、…期間更新の請求並びに決定の最初の事例は、一九四三年一月三日づけで予防拘禁期間が満了することになっていた松本一三に対するものであった。東京地方裁判所は、かれが『現在ニ於テモ依然共產主義ヲ堅持シプロレタリア独裁ノ為ニ天皇制ハ之ヲ打倒スベキモノト確信シ大東亜戦争ヲ目シテ帝国主義的侵略戦争ナリト解シ居ル事実ヲ認ムルノ二十分ナリ』と認定し、そこからほとんど自動的に『左レバ今本人ヲシテ予防拘禁所ヨリ退所セシムルトキハ更ニ治安維持法第一章二掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナリト謂フベク…忠良ナル日本臣民トシテ更生セシムル為ニハ先ニ静岡地方裁判所ニ於テ為シタル本人ニ対スル予防拘禁ハ…之ヲ更新スルヲ相当ト認ムル』(『思想月報』一〇七号、昭一八・六、三九頁)という結論をひき出している。…この裁判所決定は、そんな(法律の―引用者)文言には毫末も注意を払わずに、おごなりの事実認定からステレオタイプの結論に達している。こういう裁判所決定だけで、刑期をつとめあげ、他の点で非のうちどころのない市民を、なん年もなん年も、自由剥奪状態のなかにすえおくことができたのであった。」とされる。

(77) 前掲『治安維持法小史』二六二頁等を参照。

5 新法の施行

この新治安維持法は、一九四一年(昭和一六年)五月一五日から施行された。⁽⁷⁸⁾ 施行に先立ち、三月二四日に開催された司法官会同では、柳川平助司法大臣から、檢察は強制捜査権の運用を誤ることがないようにとの注意があった。他方、四月三〇日、村田五郎警保局保安課長は、「改正治安維持法実施に伴う各種取極事項」と題する文書を全国に通牒した。同文書によれば、東京地方裁判所検事局と警視庁特高部は、「被疑者の検挙に当りては事前に十分検事と打ち合わせて其の指揮を求むべきも令状発出の内部手続は敏速を尊ぶ此の種検挙の性質上極力簡易化すべき事」という申し合わせをしたとされた。しかし、当の東京地裁検事局は、文書は事実無根であると抗議し、警視庁特高部に文書を撤回させた。もつとも、警察の取り調べに自白の強要や拷問はつきものであったことから、司法大臣の注意がどこまで徹底したかは大いに疑問であった。⁽⁷⁹⁾

一九四一年一二月、日本と米英蘭が開戦し、太平洋戦争が開始された。国際的なスパイ事件のゾルゲ事件につき、一九四三年(昭和一八年)九月二九日、第一審の東京地裁は、国防保安法、治安維持法、軍機保護法、軍用資源秘密保護法違反で、ゾルゲとゾルゲの情報源の一人であった朝日新聞記者の尾崎秀実に対し死刑を言い渡した。共に死刑が確定し、一九四四年(昭和一九年)一月七日に死刑が執行された。第一審判決は、治安維持法違反についても、ゾルゲがコミンテルン本部に通報したと断定して、コミンテルンのための目的遂行罪を認定した。ただし、死刑は国防保安法第四条第二項の国家機密漏洩罪によるもので、治安維持法第一条及び第一〇条によるものではなかった。⁽⁸⁰⁾

新治安維持法は、一九三〇年代に激増した新興宗教を取り締まることも狙っていた。一九四一年五月の新治安維持法の施行から半年間と、戦況が悪化した一九四三年(昭和一八年)以降は、宗教団体の治安維持法違反事件

が増加した。小規模の新興宗教に対する適用が目立った。キリスト教系団体への適用も増加した。反戦的な言辞だけでなく、連合国のスパイ活動も疑われた。反戦思想は治安維持法の対象ではないので、国体を否定するといふことが口実とされた。戦時中で最大の宗教弾圧事件となったホーリネス弾圧事件では、プロテスタント系の日本聖教会、きよめ教会、東洋宣教会の信者一二〇名が検挙された。明石順三を創始者とする燈台社は兵役拒否を問題とされた。明石順三は治安維持法違反で検挙され、燈台社も解散させられた。非戦・反戦を説く無教会主義キリスト者も例外ではなかった。反戦的な言辞を理由として「言論、出版、集会、結社等臨時取締法」違反で検挙された浅見仙作は、治安維持法違反で再検挙された。同じく無教会主義キリスト者であり、日中戦争を批判して東大教授を追われた矢内原忠雄も特高によって言動を監視されていた。早々に転向を表明する信者もいたが、転向を拒否し、信仰を維持する者も少なくなかった。創価教育学会（現創価学会）創始者の牧口常三郎は獄中で転向を拒否し、老衰と栄養失調で死去している。⁽⁸¹⁾

新治安維持法の施行を受けて、前述したように、一九四一年一月二八日、全国唯一の予防拘禁所が豊多摩刑務所内に開設された。予防拘禁は新治安維持法の目玉ともいえる制度であった。しかし、予防拘禁者の数はといえば、太平洋戦争末期の一九四五年（昭和二〇年）五月末時点で六五名に過ぎなかった。このなかには宗教団体、朝鮮独立運動の関係者も含まれていた。拘禁の基準は曖昧で、思想犯保護観察と屋上屋を重ねるものであった。また、被拘禁者にとって、拘禁所の生活は一定の自由を保障されたものであり、「改善機能」は乏しかった。非転向者を社会から隔離する以上の効果はなかった。⁽⁸²⁾改善のための然るべきプログラムは用意されていない。予防拘禁の可否を裁判所が決定するに当たって唯一の争点とされたのは、本人の現在の思想状況からみて「転向」したといえるかどうかであった。問題は「転向」の規準で、この基準は暫時、引き上げられていった。三〇

年代前半の「転向」規準によれば合格とされたものも、この引き上げにより不合格とされていくことになった。思想犯保護観察法（昭和十一年五月二十九日法律第二九号）が制定されて、思想犯保護観察制度を通じて「転向」補導の制度化が進行するとともに、「国民精神総動員」に向けてイデオロギーの収斂が図られるようになった。当局はもはや「共産主義思想を放棄した」という消極的な「改悛」だけでは満足せず、積極的な「改悛」を「転向」に求めるようになったからである。すなわち、「完全に日本精神を理解せりと認めらるゝに至りたるもの」を超えた、「日本精神を体得して実践躬行の域に到達せるもの」という基準がそれであった。⁽⁸³⁾ 諸外国のそれと異なり、このように積極的に「善」を施すが故に、思想犯保護観察も、予防拘禁も人権侵害の問題は生じないというのが当局の考え方であった。しかし、そこにいう「日本精神」とは何かは当局でさえも回答に窮する事柄であった。当局が「日本精神」を真に理解していたかは大いに疑問であった。このように「日本精神」が当局によって我田引水の・恣意的・便宜的に使われるなかで、家族等のために、戦死を覚悟で兵士として戦場に赴いた「転向者」も稀ではなかった。ここでは反戦・非戦ではなく、「戦死」が「日本精神の実践躬行」とされた。太平洋戦争下の予防拘禁という性格が濃厚であった。⁽⁸⁴⁾

(78) 前掲『治安維持法』一七九—一八〇頁等を参照。

(79) 同一八一—八二頁等を参照。

(80) 同一八五—八八頁等を参照。

(81) 同一八八—一九一頁等を参照。

(82) 同一九一—九二頁等を参照。

(83) 前掲『治安維持法小史』二五八頁以下等を参照。

(84) 前掲・小田中「昭和前期の治安政策と法—治安維持法の法律的変遷とその運用の概観—」二四七頁によれば、治安維持法の主な検挙対象について、「第一のピーク時にあつては共産党関係者、そのシンパ層、外郭団体と目された者であり、第二のピーク時にあつては労農派をはじめとする合法左翼、人民戦線運動関係者と目された者、宗教関係者であり、また第三のピーク時にあつては自由主義者、人道主義者を含む広範な良心的無党派層であつた。」と分析される。

七 終わりに

治安維持法の成立と改正の過程を振り返つて改めて感じるのは「法の支配」が音を立てて崩壊していく姿である。ただし、こう述べると、治安維持法をもつて「民主主義」の「対局」というように受け取られるかもしれない。しかし、「対局」では決してなかった。治安維持法を生み出したのは、ナチス期のドイツにおける全権委任法（一九三三年）のそれと同じく、「議会制民主主義」であつた。紆余曲折がみられるものの、治安維持法の成立と改正に帝国議会はほぼ賛成の態度をとつたからである。取締りを強化するための法改正が重ねられ、「法の支配」にとつての危険性がより深刻度を増すのに反比例する形で、法律案に反対する者、あるいは法律案を批判する者は急速に帝国議会からいなくなつていった。

それは議会の外でも同様であつた。治安維持法の成立は早速、社会の各界に萎縮効果を發揮した。学界もその例外ではなかつた。研究・教育の自由や大学の自治に多大の悪影響が予想されたにもかかわらず、治安維持法についての発言は急速に減少していった。そして、ついには織田萬のように勅選議員として帝国議会で大学解体論を主張するような者さえも現れるようになっていった。研究・教育の自由は外部からの攻撃に加えて、内部から

の腐食によって自壊していった。

マスメディアも一九三一年(昭和六年)の柳条湖事件に端を発する満州事変以降、販売部数を増やすために戦争を民衆に煽り、熱狂した民衆と軍、マスメディアが一体となって戦争を牽引していった。そのような中であって、マスメディアが治安維持法の改正に反対するというようなことはおよそ考えられないことであった。国民の「知る権利」の担い手というような意識は微塵もなかった。「世論誘導」がマスメディアの「使命」とされ、この自分たちが作った「世論」に自分たちも巻き込まれていった。⁽⁸⁵⁾

「民主主義」だけでは治安維持法の制定および改正を阻止することは困難であった。「近代市民法の諸原則」を遵守することの重要性を説く議員も一部には散見された。しかし、帝国議会で多数派を形成することは遂になかった。帝国議会の議員の中には弁護士も少なくなかったが、「近代市民法の諸原則」よりは「自党の決定ないし方針」を、あるいは「過激思想の取締り」を優先させる者が圧倒的であった。弁護士会も存在したが、強制加盟団体ではなく、基本的人権の尊重を何よりも大切にするのが弁護士のプロフェッション・モラルだとして、それを弁護士に義務づけるようなシステムは弁護士会には存在しなかった。それはメディア関係の議員においても同様であった。日本弁護士協会も東京弁護士会なども新治安維持法の制定にあたって賛成の決議を行った。

戦後、違憲立法審査の制度が導入され、「近代市民法の諸原則」をもって憲法上の原則に高め、たとえ国会等が正規の手續を経て制定させた法律等であっても、同原則に反するものは違憲・無効とすることとされたのは、この反省に基づく。しかし、当時は違憲立法審査権という考え方は存在せず、大日本帝国憲法からみても違憲とすべき治安維持法が制定されても、人々はこれに対抗する術を持ち得なかった。⁽⁸⁶⁾「法治主義」ないし「法の支配」を守ることは困難であった。この教訓に鑑みると、違憲立法審査権の重要性をいくら強調しても強調し過

ぎるといふことはない。⁽⁸⁷⁾

治安維持法の成立と改正の過程を振り返って改めて感じることの第二は、大審院をはじめとする裁判所の果たした役割である。当局によれば議会議審議などにおいて、裁判所が人権蹂躪のチェック機能を果たすから、たとえ治安維持法において抽象的な概念等が用いられても問題はないと強弁された。この強弁の前では、「濫用のおそれ」があるとの批判論、あるいは「限定解釈」を施す必要があるとの批判論は支持者を増やすことはできなかった。しかし、裁判所が現に果たした役割というのは人権蹂躪のチェックではなく、拡大解釈の域をはるかに超えた当局の「拡大解釈」にお墨付きを与えるための論理、概念を考案し提供するということではなかった。裁判所は治安維持法のまさに「育ての親」であった。⁽⁸⁸⁾

問題は戦後、日本国憲法の下で「憲法の番人」と位置づけられ、違憲立法審査権を担うことになった最高裁判所をはじめとする裁判所が過去のこのような「負の歴史」に真正面から向き合い、真摯な検証を通じて二度と過ちを犯さないための方策を講じてきたかどうかである、裁判官の人権感覚の研鑽に努めてきたかどうかである。

残念ながら否といわざるを得ない。むしろ反対に、国の治安対策に協力するために思想検事を最高裁判事に据えるような人事さえも行ってきたのが戦後の司法行政でなかったのか。そのような裁判所の在り方に消極的・積極的な形で異議を申し立てる憲法擁護派の裁判官も少なくなかったが、一貫して遠ざけられてきたというのが日本国憲法下の裁判所の実情ではなかったのか。裁判官の人権感覚についても、例えば一九九八年一月五日に開催された第一七二六回及び第一七二七回の国連規約人権委員会で採択された日本政府への「最終見解」によれば、その「主な懸念事項及び勧告」の三二で、「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く

勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」と勧告されているような状況にある。これでは違憲立法審査権の適正な行使もおぼつかない。このような現状を称して「消極司法」と揶揄されていることは周知のところであろう。新自由主義的な「司法改革」ではなく、真の意味での「司法改革」、すなわち、裁判所をして平和主義・国民主権・基本的人権の尊重の真の担い手たらしめるための改革は喫緊の課題だといえよう。

しかし、それだけで十分かというところではない。国連は一九九三年二月二〇日、「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」という総会決議（総会決議四八一―一三四）を採択し、加盟国に対し国内人権機関の設置を勧告しているからである。法務省も政務三役の名前で、「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」を平成二三年八月に表明しているが、その内容は次のようなものである。⁸⁹⁾

一 法案の名称

・ 法案の名称については、人権擁護に関する施策を総合的に推進するとともに、人権侵害による被害に対する救済・予防等のために人権救済機関を設置すること、その救済手続等を定めることなど、法案の内容を端的に示す名称とするものとする。

二 人権救済機関（人権委員会）の設置

・ 人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合する組織とするため、国家行政組織法第3条第2項の規定に基づき、人権委員会を設置する。新制度の速やかな発足及び現行制度からの円滑

三 人権委員会

な移行を図るため、人権委員会は、法務省に設置するものとし、その組織・救済措置における権限の在り方等は、更に検討するものとする。

人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出すること等をその任務とするものとする。

人権委員会の委員長及び委員については、中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を選任するとともに、これに当たっては、国民の多様な意見が反映されるよう、両議院の同意を得て行うもの（いわゆる国会同意人事）とする。

四 地方組織

地方における活動は、利用者の便宜、実効的な調査・救済活動及び全国同一レベルでの救済活動の実現のため、現在、人権擁護事務を担っている全国の法務局・地方法務局及びその支局を国民のアクセスポイントとし、同組織の活用・充実を図り、新制度への円滑な移行が可能となるように検討するものとする。

人権委員会は、全国所要の地に事務局職員を配置し、同委員会の任務を実現するための諸活動を行わせるとともに、法務局・地方法務局における事務の遂行を指導監督させる等の方策を検討するものとする（具体的な人権委員会と地方組織との関係等については、なお検討する）。

五 人権擁護委員

人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用し、活動の一層の活性化を図るものとする。

- ・ 人権擁護委員の候補者の資格に関する規定（人権擁護委員法第六条第三項参照）及び人権擁護委員の給与に関する規定（同法第八条第一項参照）は、現行のまま、新制度に移行する。
- 六 報道関係条項
 - ・ 報道機関等による人権侵害については、報道機関等による自主的取組に期待し、特段の規定を設けないこととする。
- 七 特別調査
 - ・ 人権侵害の調査は、任意の調査に一本化し、調査拒否に対する過料等の制裁に関する規定は置かないこととする。調査活動のより一層の実効性確保については、新制度導入後の運用状況を踏まえ、改めて検討するものとする。
- 八 救済措置
 - ・ 救済措置については、調停・仲裁を広く利用可能なものとして、より実効的な救済の実現を図ることとし、訴訟参加及び差止請求訴訟の提起については、当面、その導入をしないこととする。
 - ・ その他の救済措置については、人権擁護推進審議会答申後の法整備の状況等をも踏まえ、更に検討することとする。
- 九 その他
 - ・ 速やかで円滑な新制度の導入を図るとともに、制度発足後5年の実績を踏まえて、必要な見直しをすることとする。

しかし、このような国内人権機関の設置がなかなか展望しえないのが今の日本の状況なのである。捜査機関に強制処分権を付与するに当たって人権蹂躪を事前チェックするために日本国憲法が導入した強制処分に対する令状主義も形骸化がますます進んでいるのが現状である。治安維持法の教訓は未だ十分に生かされているとはいえない。

治安維持法の成立と改正の過程を振り返って改めて感じることの第三は、悪法の制定ないし改正に当たって臨むべき態度である。この点に関し、小田中は、前述したように、次のように分析しているからである。

治安維持法に対して、美濃部と牧野はかなり根本的な批判をした。とはいえ、この両者の主張の間に大きな相違があったことはいうまでもない。それは美濃部が悪法に対して徹底的に批判する原則的態度を一貫し、思想弾圧の非なることを説くことに於て妥協しなかったのに対し、牧野が、解釈・運用によって悪法を法たらしめることの見地から修正的、妥協的態度をとったことである。この相違こそが、一九二八年改正に対する両者の態度を相対立するものにも拡大していったように思われる。⁽⁹⁰⁾

思想の自由を守るといふ原則的見地をあくまでも固守し、国家権力に対するオプティミズムを排し、右翼的組織と繋がりを持たなかった者こそがよく治安維持法＝悪法を批判しこれに抗し得たという歴史的事実が、現代においても重い意味を持つていると考えられる。⁽⁹¹⁾

「限定解釈」論がある種の法律に対してその副作用を除去する上で一定の有効性を持つ場合があることは確かである。しかしながら、治安維持法のような「悪法中の悪法」に対して「限定解釈」論で対抗することは困難で、

かつ不適切であつたといえよう。不適切であつたに止まらず、牧野英一らのそれにみられるように、「限定解釈」論がむしろ治安維持法の成立と改正を正当化するという役割を果たしたことに注意しなければならない。近時の刑事立法に対する態度を考える上で、この点は重要であろう。

治安維持法の成立と改正の過程を振り返つて改めて感じることの第四は、ファシズムの脅威に対する為政者らの鈍感さということである。ファシズムの脅威、あるいは陸軍等による政治関与について規制の必要を訴える議員質問に対して、政府委員の答弁は例えれば次のようなものであつた。

国家社会主義ト云ヤウナモノハ、是ハ取締ノ上ニ於テハ可ナリムツカシイ問題デアリマス、……右翼トカ、右傾ニ関スル者ノ取締ハ何故シナイカト云フ御尋デアリマスガ、是ハ治安維持法ノ沿革ヲ御覧下サイマスト、元々治安維持法ト云フノハ、……専ラ左傾思想ノ過激ナル者ヲ取締ル趣旨デ之ハ出来タノデアリマス、……右翼ノ取締ヲスルト云フコトニナリマスト、治安維持法ト云フモノ、従来ノ立法精神ガ変ツテ来マシテ、暴力行為等取締法ト同ジヤウナモノガ加ハル譯ニナルノデアリマス、……治安維持法ノ沿革ニ鑑ミマシテ、其必要ハナイ云フコトデ、今回ノ提案ヲ致シ次第デアリマス」（昭和九年二月一六日の衆議院治安維持法改正法律案委員会での小山司法大臣の答弁）

この鈍感さが日本を無条件降伏にまで導くことになった。しかし、この鈍感さはある意味では必然であつた。国家がその統治の主たる方策を「専制と暴力」に専ら頼ろうとするとき、その「専制と暴力」はより強い「専制と暴力」を招き、「専制と暴力」のエスカレーターを現出することになる。このエスカレーターを食い止めるために

は防波堤を強化するとともに、「専制と暴力」に頼る統治手段をそもそも抜本的に見直す必要があった。しかし、見直すどころか、反対に防波堤さえをも破壊する役割を担ったのが治安維持法であった。そのような治安維持法の成立と改正に猪突猛進した為政者に対して、ファシズムの脅威に敏感たれというのは無い物ねだりに等しかった。為政者は「専制と暴力」を「良い専制と暴力」および「悪い専制と暴力」に峻別し、自らの側の「専制と暴力」をもって「良い専制と暴力」と、そして共産主義者等の「専制と暴力」をもって「悪い専制と暴力」と強弁した。しかし、「専制と暴力」のエスカレートの前では、「強い専制と暴力」が「良い専制と暴力」と粉飾されて行った。「勝てば官軍」であった。

第二次世界大戦後、世界はファシズムの脅威に鈍感であったはならないとし、基本的人権の尊重をはじめとして防波堤の構築に意を注ぐことを怠らないように努めている。日本の戦後は如何であろうか。治安維持法の教訓は生かされているだろうか。再び「専制と暴力」に頼りつつあるのではないだろうか。

最後に、次のような指摘を紹介して本稿を閉じることにした。

私どもが言いたいののは、歴史の教訓をしっかりと受けとめ、時代の本質を鋭く見つめていくということです。口はばつたことですが、これはとくに若い世代の人たちに、声を大にしていっておきたいと思っています。⁽⁹²⁾

(85) 青柳盛雄『治安維持法下の弁護士活動』（一九八七年、新日本出版社）三五頁によれば、治安維持法事件の公判に対するメディアの状況が、「なにしろあの時分は、一般の人が関心をもって傍聴にくるといふ雰囲気のものではなかったですからね。だから身内がくる、救済会関係の人が少しくるといふ程度ですから、せっかく公開されていながら傍聴者は少なかつた。それからマスコミの記者も、私の記憶では毎回熱心に傍聴にきているというほどでもなかつた。」

た。」と述懐されている。

(86) 前掲・青柳『治安維持法下の弁護士活動』一八一頁によれば、治安維持法下の弁護人の弁護活動をもつて、「戦前の弁護士活動の常識からみて、戦前われわれのやった弁護士活動は、法廷の中に抑え込まれてしまって、法廷外の大衆的裁判闘争を組織するとか、あるいはその一翼になうようなことはほとんどしなかった。……治安維持法下の弁護士活動をふり返ってみて、どうだったということになると、私はやはり弁護士の活動が法廷の中に限局されていた、それも手続的な要求に、争いに限られていたというのが特徴的であつたことは認めます。」と述懐されている。

(87) 前掲・青柳『治安維持法下の弁護士活動』一八二頁によれば、次のように説かれている。

「被告は、思想的立場から、お前たちは弾圧立法をつくつて、不当に捕まえたんだから、おれたちをすぐ釈放しろ」つて、大威張りでいえる。こわいものなしです。ところが弁護士は、そうはいかない。戦前の憲法には戦後の新憲法のように、違憲の法律は無効とするという規定がなかった。『悪法もまた法なり』という議論に対応できる法的根拠がないので、法律にしばらくは従っている弁護士としてはいえなかった。だから、そういう限界のなかで、やはり自分たちはどれぐらいのことができたかといえ、まあ、釈放を要求するとか、面会・差入れをするとか、公判闘争のやり方をなるべくこつちに有利にもつていくというようなことで、あくまでも被告の闘争を、弁護士としての資格を利用して援助するというところにほとんど尽きていましたね。」

(88) 前掲・青柳三三頁によれば、治安維持法事件における検事と判事の關係が次のように分析されている。

「検事は治安維持法事件では、『国賊』を扱うわけですから、じつに威圧的でした。論告のときだけではなしに、弁護士の発言にたいしてもことごとくに妨害をするわけですよ。自分で禁止命令は出せませんが、『裁判官、この弁護士の言っていることは過激である』『不敬にわたる』とかね、『やめさせろ』とか、裁判長にやめさせることを促すよりも自分で禁止しちゃうみたいなようでした。裁判官もそうなりますと、『注意します。これ以上やれば退廷を命じます』とかね、居丈高なものでした。」「被告人にたいしては弁護士以上ですね。検事も、裁判官も。検事がね、裁

判官の気の弱いのをどんどんリードしていくわけです。」「気の弱い裁判官は検事の顔色を見て検事がどう言うか、それに楯突くようなことをやるとね、クビにはなりません。左遷される。ともかく干されてしまうというんでね。治安維持法事件というのは、ほとんど検事がリードしていましたよ。しかも思想検事ですから、その方の専門家です。泥棒なんかを扱う検事にはやらせない。」

(89) www.moj.go.jp/content/000077694.pdfを参照。

(90) 前掲・小田中「治安維持法」四〇頁。

(91) 同四二頁。

(92) 前掲・青柳『治安維持法下の弁護士活動』一八六頁。